

### 第3章 原状回復にかかる判例の動向



### 第3章 原状回復にかかる判例の動向

原状回復や敷金返還をめぐるトラブルにおいて争いとなる金額は、数万円から数十万円であることが多いため、裁判の場合には、裁判所法第33条により訴訟の目的の価額が140万円以下は簡易裁判所が管轄する。

以下に紹介する事例の主な争点は、

- ① 退去後に賃貸人が行った修繕の対象となった損耗が、貸借物の通常の使用により生ずる損耗を超えるものか否か、
- ② 損耗が通常の使用によって生ずる程度を超えない場合であっても、特約により賃貸人が修繕義務・原状回復義務を負うか否か、

の2点である。

①について、判決は、立証事実をもとに損耗が通常の使用による損耗か否かを判断しているが、「入居者が入れ替わらなければ取り替える必要がない程度の状態である」（事例9横浜地方裁判所判決、保土ヶ谷簡易裁判所判決）、「10年近く賃借していたことを考慮すると、時間の経過にともなって生じた自然の損耗といえる」（事例7東京簡易裁判所判決）、「18年以上賃借していた物件で、内装の修理・交換が一度も行われておらず、この間に発生したカビは手入れに問題があったとしても経過年数を考慮して原状回復費はない」（事例26川口簡易裁判所判決）などとして、賃貸人が破損等をしたと自ら認めたもの以外は、通常の使用によるものとするのが大半である。

通常の使用を超えるとされたものは、事例1名古屋地方裁判所判決のペンキ剥がれ、事例3東京地方裁判所判決のカーペットクリーニング、クロス張替え、事例17東京簡易裁判所判決の壁ボードの穴、換気扇の焼け焦げ、事例31神戸地方裁判所尼崎支部判決のクロスに付着した洗浄によっては除去できないタバコのヤニなどである（事例17においては、汚損部分の面積及び経過年数、並びに、事例31においては、タバコのヤニが付着したクロスの経過年数による残存価値に基づき賃貸人の負担すべき費用は減額されている）。また、事例18東京簡易裁判所判決では、ペット飼育可の貸室において、消毒を代替するクリーニング費用を賃貸人の負担すべき費用として認めている。他に、事例32東京簡易裁判所判決では、庭付き一戸建て住宅の庭の草取り及び松枯れについて、善管注意義務違反があったとして賃貸人の費用負担を認めている。

②については、まず、(ア) 一定範囲の小修繕を賃貸人負担とする修繕特約については、賃貸人の修繕義務を免除するに留まるとして制限的に解釈するものが多い。また、(イ) 賃貸開始時の状態に復するというような原状回復特約については、居住用建物の賃貸借においては、賃貸物件の通常の使用による損耗、汚損はその家賃によってカバーされるべきで、その修繕等を賃貸人の負担とすることは、賃貸人に対し、目的物の善管注意義務等の法律上、社会通念上当然に発生する義務とは趣を異にする新たな義務を負担させるというべきである、特約条項が形式上あるにしても、契約の際その趣旨の説明がなされ、賃貸人がこれを承諾したときでなければ、義務を負うものではないとするのが大半であり（事例1名古屋地方裁判所判決、事例6・10伏見簡易裁判所判決、事例13仙台簡易裁判所判決、事例19名古屋簡易裁判所判決）、特約の成立そのものが認められない事案が多い。しかし、事情によっては、例えば、事例5仙台簡易裁判所判決の畳表替えについての特約、事例3及び事例15の原状回復特約のように、文言通りにその効力を認めたものもある（事例3にあっては、損耗の

程度によって負担を軽減しているが、事例15にあっては貸貸人の請求どおりの負担を認めている)。

なお、過去の上級審においては、賃借人の原状回復義務について、「通常の使用収益に伴って生ずる自然的損耗は別として、賃借人の保管義務違背等その責に帰すべき事由によって加えた毀損について原状に復せしむ義務がある」(東京高等裁判所判決昭 31. 8. 31) とし、また大小修繕を賃借人がする旨の契約については、「貸貸人において修繕義務を負わないという趣旨に過ぎず、賃借人が義務を負う趣旨ではない」(最高裁判所判決昭 43. 1. 25) としており、この点、最近の判決においても、基本的には同様の考え方を踏襲している。特に、事例 24 最高裁判所判決(平成 17 年 12 月 16 日)において、「賃借人に通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課すことになるから、賃借人に同義務が認められるためには、少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が貸貸借契約の条項自体に具体的に明記されているか、仮に貸貸借契約書では明らかでない場合には、貸貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約(通常損耗補修特約)が明確に合意されていることが必要である」との見解を示しており、これ以降、特例の有効性に関しては事例 24 同様の考え方を基本としている。

また、貸貸借契約で締結した特約が、消費者契約法第 9 条(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)や第 10 条(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)に違反していないかを争点とする事例が増加している。消費者契約法第 10 条により無効とされたのは、事例 23 枚方簡易裁判所判決、事例 25 西宮簡易裁判所判決、事例 27 京都地方裁判所判決、事例 28 奈良地方裁判所判決、事例 29 京都簡易裁判所判決、事例 30 東京地方裁判所判決、事例 41 東京地方裁判所判決の 7 事例が挙げられる。他方、消費者契約法第 10 条により有効とされたのは、事例 26 川口簡易裁判所判決、事例 36 東京地方裁判所判決、事例 37 東京地方裁判所判決、事例 40 東京地方裁判所判決、事例 42 最高裁判所判決の 5 事例が挙げられる。

## 事案及び争点となった部位等

事 例	事 案	争点となった部位等
事例 1	毀損・汚損等の損害賠償を定めた特約には通常の使用によるものは含まないとされた事例  <b>【名古屋地方裁判所判決平 2.10.19】</b> 判例時報 1375-117	争点となった部位
		畳、襖、障子、クロス及びじゅうたんの張替え、ドアのペンキ塗替え
		賃借人負担となった部分
		ドア・枠のペンキ塗替え
事例 2	通常の使用による汚損・損耗は、特約にいう原状回復義務の対象にはならないとされた事例  <b>【東京地方裁判所判決平 6.7.1】</b>	争点となった部位
		畳裏替え、襖張替え、じゅうたん取替え、天井・壁・巾木・額縁の塗装工事
		賃借人負担となった部分
		—
事例 3	原状回復の特約及び別記の「修繕負担項目」により、損耗の程度に応じた賃借人の負担を認めた事例  <b>【東京地方裁判所判決平 6.8.22】</b> 判例時報 1521-86	争点となった部位
		カーペット敷替え、壁・天井クロス張替え(下地調整・残材処理を含む)、畳表替え、照明器具取替え、室内・外クリーニング
		賃借人負担となった部分
		カーペットのクリーニング費用、クロス張替え(下地調整・残材処理を除く)、畳裏返し
事例 4	通常損耗に関する費用は、約定された敷引金をもって当てると解するのが相当であるとされた事例  <b>【大阪簡易裁判所判決平 6.10.12】</b>	争点となった部位
		壁・天井クロス及び畳・襖・障子張替え、床工事、クリーニング
		賃借人負担となった部分
		(敷引金については賃借人が容認)
事例 5	賃貸借契約書に約定されていた畳表の取替え費用のみが修繕費用として認められた事例  <b>【仙台簡易裁判所判決平 7.3.27】</b>	争点となった部位
		壁紙 (洋室、和室、台所)
		賃借人負担となった部分
		(特約は認定)
事例 6	まっさらに近い状態に回復する義務ありとするには、客観的理由が必要であり、特に賃借人が義務負担の意思表示をしたことが必要とされた事例  <b>【伏見簡易裁判所判決平 7.7.18】</b> 消費者法ニュース 25-33	争点となった部位
		畳取替え、壁・天井クロス張替え、クッションフロア・襖張替え、清掃
		賃借人負担となった部分
		—

事 例	事 案	争点となった部位等
事例 7	<p>原状回復の特約条項は、故意過失又は通常でない使用による損害の回復を規定したものと解すべきとした事例</p> <p>【東京簡易裁判所判決平 7.8.8】</p>	争点となった部位
		じゅうたんへの飲みこぼし、冷蔵庫排気跡、家具跡、畳の擦れ跡、網戸の穴、額縁ペンキ剥がれ
		賃借人負担となった部分
		(襖張替費用については賃借人が支払を容認)
事例 8	<p>修理・取替特約は、賃貸人の義務を免除することを定めたものと解され自然汚損等について賃借人が原状に復する義務を負っていたとは認められないとされた事例</p> <p>【京都地方裁判所判決平 7.10.5】</p>	争点となった部位
		襖、床及び壁・天井クロス張替、畳表替え・裏返し、塗装工事、パイプ棚・流し・ガス台取替え、雑工事、洗い工事
		賃借人負担となった部分
		—
事例 9	<p>賃借人の手入れにも問題があったとしてカビの汚れについて、賃借人にも 2 割程度の負担をすべきとした事例</p> <p>【横浜地方裁判所判決平 8.3.25】</p>	争点となった部位
		畳裏返し、カーペット染みによる取替え、壁・天井のカビ・染みによる取替え、網入りガラスの破損による取替え、トイレタオル掛け破損による取替え
		賃借人負担となった部分
		カーペット、壁・天井のカビの汚れによる修繕費 (2 割程度)
事例 10	<p>原状回復義務ありとするためには義務負担の合理性、必然性が必要であり、更に賃借人がそのことを認識し又は義務負担の意思表示をしたことが必要とした事例</p> <p>【伏見簡易裁判所判決平 9.2.25】</p>	争点となった部位
		畳凹み傷による表替え、壁・天井クロス家具跡・照明焼け等の汚れによる張替え、クッションフロア変色焦げ跡等による張替え、襖張替、清掃
		賃借人負担となった部分
		クロス冷蔵庫排熱による黒い帯、クッションフロア煙草の焦げ跡、畳家具を倒した凹み傷
事例 11	<p>賃借人に対して和室 1 室のクロス張替費用及び不十分であった清掃費用の支払を命じた事例</p> <p>【春日井簡易裁判所判決平 9.6.5】</p>	争点となった部位
		畳表替え、クロス張替え(和室全体)、清掃費
		賃借人負担となった部分
		畳表替え、クロス張替え(和室1室全体)、清掃費 (補修費用の一部は賃借人が支払を容認)
事例 12	<p>更新時に追加された原状回復の特約は賃借人が自由な意思で承諾したとは認められないとされた事例</p> <p>【東京簡易裁判所判決平 11.3.15】</p>	争点となった部位
		畳、襖、クロス、カーペット張替え、室内清掃費用
		賃借人負担となった部分
		畳表 1 枚表替え、冷蔵庫下サビ跡補修 (畳 1 枚の表替費用は賃借人が支払を容認)

事 例	事 案	争点となった部位等
事例 13	<p>特約条項に規定のないクリーニング費用等の借借人による負担が認められなかった事例</p> <p>【仙台簡易裁判所判決平 12.3.2】</p>	争点となった部位
		畳修理、襖張替え、フロア張替え、室内クリーニング
		借借人負担となった部分
		(畳修理代及び襖張替えについては、特約に規定あり、借借人も支払を容認)
事例 14	<p>通常損耗を借借人負担とする特約が否定された事例</p> <p>【大阪高等裁判所判決平 12.8.22】 判例タイムズ 1067-209</p>	争点となった部位
		壁・天井クロス及び障子張替え、畳表替え、洗面化粧台取替え、玄関鍵交換、雑工事、美装洗い
		借借人負担となった部分
		原審へ差戻
事例 15	<p>通常損耗を含めた原状回復義務の特約が有効とされた事例</p> <p>【東京地方裁判所判決平 12.12.18】 判例時報 1758-66</p>	争点となった部位
		畳表取替え、襖・クロス張替え、ハウスクリーニング
		借借人負担となった部分
		同上(貸借人請求のとおり)
事例 16	<p>敷引きの特約は有効とされたが修繕費用は通常の使用による自然損耗部分を除く7万円に減額された事例</p> <p>【神戸地方裁判所判決平 14.6.14】</p>	争点となった部位
		畳表替え、襖・クロス張替え、郵便ポスト取替え、ハウスクリーニング、敷居修理、浴室コーキング、床張替え
		借借人負担となった部分
		畳1畳・襖1枚・床及び壁クロスの補修、郵便ポスト取替え、トイレ・換気扇・風呂・洗面台の清掃
事例 17	<p>経過年数を考慮し借借人の負担すべき原状回復費用が示された事例</p> <p>【東京簡易裁判所判決平 14.7.9】</p>	争点となった部位
		壁ボード穴修理、クロス・クッションフロア張替え、換気扇取替え、清掃
		借借人負担となった部分
		壁ボード穴修理、壁クロス張替え・換気扇取替え(経過年数を考慮)、清掃
事例 18	<p>ペット飼育に起因するクリーニング費用を借借人負担とする特約が有効とされた事例</p> <p>【東京簡易裁判所判決平 14.9.27】</p>	争点となった部位
		クロス・クッションフロア張替え、玄関ドア交換、ハウスクリーニング
		借借人負担となった部分
		クッションフロア部分補修、ハウスクリーニング

事 例	事 案	争点となった部位等
事例 19	「50%償却」と「賃借人の負担義務を定めた特約」の規定のあった事例 【名古屋簡易裁判所判決平 14.12.17】	争点となった部位
		リフォーム工事費用、室内清掃費
		賃借人負担となった部分
		キッチン上棚取手取付費、排水エルボー費、室内清掃費
事例 20	過失による損傷修理費用のうち経年劣化を除いた部分が賃借人の負担すべき費用とされた事例 【東大阪簡易裁判所判決平 15.1.14】	争点となった部位
		クロス・カーペット張替え
		賃借人負担となった部分
		壁クロス部分補修(経過年数を考慮し賃借人が算定)
事例 21	賃貸人は、敷金の精算は管理会社に一任されると主張したが、敷金から控除されるべき費用はないとされた事例 【神戸簡易裁判所判決平 15.4.10】	争点となった部位
		詳細不明
		賃借人負担となった部分
		—
事例 22	設備使用料等の合意が、公序良俗に反し無効とされた事例 【大津地方裁判所判決平 16.2.24】	争点となった部位
		畳表替え、クロス・クッションフロア・襖の張替え、巾木張替え、清掃消毒、雑工事費、水道料
		賃借人負担となった部分
		水道料
事例 23	本件敷引特約は消費者契約法10条により無効であり、また、賃借人は見えるところの結露は拭いており、カビの発生に賃借人の過失はないとされた事例 【枚方簡易裁判所判決平 17.10.14】	争点となった部位
		カビの発生責任の所在
		賃借人負担となった部分
		なし
事例 24	通常損耗に関する補修費用を賃借人が負担する旨の特約が成立していないとされた事例 最高裁判所判決第 2 小法廷平 17.12.16】 一審【大阪地方裁判所判決平 15.7.16】 控訴審【大阪高等裁判所判決平 16.5.27】	争点となった部位
		通常の使用に伴う損耗についての補修費用
		賃借人負担となった部分
		— (高裁へ差戻し)
事例 25	本件敷引特約は、消費者契約法 10 条により無効であるとされた事例 【西宮簡易裁判所判決平 19.2.6】	争点となった部位
		洗面化粧台のキズ
		賃借人負担となった部分
		水道料

事例	事 案	争点となった部位等
事例 26	カビの発生は賃借人の手入れに問題があった結果であるが、経過年数を考慮するとクロスの貼替えに賃借人が負担すべき費用はない、との判断を示した事例  【川口簡易裁判所判決平 19.5.29】	争点となった部位
		天井・襖・壁クロスの張替え、クロス下地の取替え、窓枠・サッシビートの取替え、畳の取替え、コンセント・照明・カーテンレール・タバコのヤニによる変色した扉の交換、玄関扉・浴室換気扇のサビによる交換
		賃借人負担となった部分
		天井の張替え、クロス下地の取替え、窓枠・サッシビートの取替え、玄関扉のサビによる交換（各 20%を負担）
事例 27	通常損耗を賃借人の負担とし、解約手数料を賃借人の負担とする特約が消費者契約法により無効とされた事例  【京都地方裁判所判決平 19.6.1】	争点となった部位
		トイレ・キッチン・エアコン等の清掃費用
		賃借人負担となった部分
		—
事例 28	敷引特約が、消費者契約法に反し無効とされた事例  【奈良地方裁判所判決平 19.11.9】	争点となった部位
		脱衣所・トイレ床の腐りによる張替え、トイレの壁の落書きによる張替え、床クッションフロア・壁クロス・天井クロスの張替え、玄関の用心鎖・流し台・レンジフードカバーの交換、ガラスの割れによる交換
		賃借人負担となった部分
		脱衣所床の腐敗は 1/4、トイレ・脱衣所壁の腐敗は 1/2 張替え、クッションフロア・タバコのヤニによる壁 1/2 張替え、玄関の用心鎖・レンジフードカバーの交換
事例 29	保証金解約引特約が消費者契約法10条により無効とされた事例  【京都簡易裁判所判決平 20.8.27】	争点となった部位
		玄関ドアのポストのキズによる取替え、台所・トイレ床の張替え、和室の襖・障子・畳・網戸の張替え、襖の栈の交換、リビングじゅうたん・洋間じゅうたんの張替え、天井照明器具の直付跡補修、エアコン撤去費、ベランダのサビ、風呂場の湯垢・台所の油汚れの清掃
		賃借人負担となった部分
		玄関ドアのポストのキズによる取替え、和室の障子・襖・畳の張替え、襖の栈の取替え、リビングじゅうたん・洋間じゅうたんの張替え、ベランダのサビ

事例	事 案	争点となった部位等
事例 30	<p>通常損耗補修特約は合意されたとはいえず、仮に通常損耗補修特約がなされていたとしても、消費者契約法10条に該当して無効とされた事例</p> <p>【東京地方裁判所判決平 21.1.16】</p>	争点となった部位
		壁・天井の張替え、カーペットの取替え、障子・襖・網戸の張替え、畳の表替え、ルームクリーニング
		賃借人負担となった部分
		—
事例 31	<p>賃借人が負担すべき特別損耗の修繕費用につき、減価分を考慮して算定した事例</p> <p>【神戸地方裁判所尼崎支部判決平 21.1.21】</p>	争点となった部位
		クロス張替え、床の削れ補修
		賃借人負担となった部分
		クロスの全面張替え(減価割合 90%)、床の削れ補修
事例 32	<p>庭付き一戸建て住宅につき、草取り及び松枯れについての善管注意義務違反があったとして、賃借人の費用負担を認めた事例</p> <p>【東京簡易裁判所判決平 21.5.8】</p>	争点となった部位
		高木剪定作業、雑草・除草及び草刈り処分、松枯れ
		賃借人負担となった部分
		雑草・除草及び草刈り処分、松枯れ
事例 33	<p>賃借人がハウスクリーニング代を負担するとの特約を有効と認めた事例</p> <p>【東京地方裁判所判決平 21.5.21】            一審【東京簡易裁判所判決平 20(ハ)3160号】</p>	争点となった部位
		クロス・襖の張替え(タバコのヤニによる損耗)、畳の張替え、建具ダイノックシートの張替え、シャッターの調整、木部の塗装、ハウスクリーニング
		賃借人負担となった部分
		障子・クロス(一部)の張替え、建具ダイノックシート張替え、ハウスクリーニング
事例 34	<p>契約終了時に賃借人自ら補修工事を実施しない時は契約締結時の状態から通常損耗を差引いた状態まで補修すべき費用相当額を賃貸人に賠償すれば足りるとされた事例</p> <p>【大阪高等裁判所判決平 21.6.12】            一審【神戸地方裁判所尼崎支部判決平 21.1.21】</p>	争点となった部位
		詳細不明
		賃借人負担となった部分
		—
事例 35	<p>賃貸借契約終了時に敷金から控除された原状回復費用について賃借人の返還請求が一部認められた事例</p> <p>【東京地方裁判所判決平 21.7.22】            一審【東京簡易裁判所】</p>	争点となった部位
		フローリング補修、ダン襖片面・和室の畳一畳・ビニールクロス・網戸の張替え、框戸の取替え、天井シーリングプレート取付け、洗面化粧台ボール取替え、UBフタ取付け、ハウスクリーニング
		賃借人負担となった部分
		フローリング(2枚分)・ダン襖片面・ビニールクロス(半額)の張替え

事例	事 案	争点となった部位等
事例 36	清掃費用負担特約並びに鍵交換費用負担特約について消費者契約法に違反しないとされた事例  <b>【東京地方裁判所判決平 21.9.18】</b> 一審 <b>【武蔵野簡易裁判所】</b>	争点となった部位
		専門業者によるハウスクリーニング、鍵交換費用
		賃借人負担となった部分
		同上(賃貸人請求とおりに)
事例 37	更新料特約は消費者契約法 10 条並びに民法第 1 条 2 項に違反せず有効であるとした上で通常損耗の範囲について判断した事例  <b>【東京地方裁判所判決平 21.11.13】</b>	争点となった部位
		洗面所給湯室扉クロス張替え、トイレ壁クロス張替え、和室障子張替え、LD 網戸張替え・カーペット取替え・照明引掛シーリング取付け、ハウスクリーニング、家賃滞納分
		賃借人負担となった部分
		洗面所給湯室扉クロス張替え、トイレ壁クロス張替え、和室障子張替え、LD 網戸張替え・照明引掛シーリング取付け、家賃滞納分
事例 38	賃借人が敷引特約を認識していても特約の合意が否定された事例  <b>【福岡簡易裁判所判決平 22.1.29】</b>	争点となった部位
		クロス張替え
		賃借人負担となった部分
		クロス張替え
事例 39	通常の使用によって生じた損耗とは言えないとして未払使用料等含めて保証金の返還金額はないとされた事例  <b>【東京地方裁判所判決平 22.2.2】</b>	争点となった部位
		未納賃料及び共益費、特別損耗修繕費用
		賃借人負担となった部分
		未納賃料及び共益費、洋室出入口フローリング張替え、襖張替え(3 枚)、台所洗面器具取り外し及び排水溝菊割ゴム紛失、和室クーラーキャップ取替え、和室及び玄関のシール剥がし、窓枠・壁・外壁に取付けられたフック取外し、トイレ配管、バルコニー間仕切り固定家具交換、鍵(エレベータートランクを含む)紛失
事例 40	敷引契約について消費者契約法 10 条に違反しないとされた事例  <b>【東京地方裁判所判決平 22.2.22】</b>	争点となった部位
		リビングの柱の傷、窓の下のクロスの剥がれ、寝室のクロスの張替え
		賃借人負担となった部分
		同上(賃貸人請求とおりに)、クロス張替え(経年劣化を考慮した 22.5%の請求)

事 例	事 案	争点となった部位等
事例 41	<p>違約金支払い条項が消費者契約法 10 条に違反するとされた事例</p> <p>【東京地方裁判所判決平 22.6.11】</p>	争点となった部位
		床板塗装、クロスの張替え、ルームクリーニング、その他原状回復及び諸経費、鍵の紛失による交換費用、返却までの損害費用、出動費用、違約金
		賃借人負担となった部分
		鍵の紛失による交換費用、建物の故障・修理についての出動費用
事例 42	<p>通常損耗についての原状回復費用を保証金から定額で控除する方法で賃借人に負担させる特約が有効とされた事例</p> <p>【最高裁判所第 1 小法廷判決平 23.3.24】 一審【不明】</p> <p>【大阪高等裁判所判決平 21.6.19】</p>	争点となった部位
		—
		賃借人負担となった部分
		—

(脚注に表示した事例)

事 例	事 案	争点となった部位等
事例7の 脚注①	<p>原状回復の特約条項は故意、過失又は通常でない使用による劣化等についてのみその回復を義務付けたと解するのが相当とされた事例</p> <p>【東京簡易裁判所判決平 8.3.19】</p>	争点となった部位
		専門業者によるハウスクリーニングを含む修理費用
		賃借人負担となった部分
		—
事例7の 脚注②	<p>建物が自然ないし通例的に生ずる損耗以上に悪化していると認められる証拠はなく、修繕費を賃借人に負担させる合理的な根拠はないとされた事例</p> <p>【川口簡易裁判所判決平 9.2.18】</p>	争点となった部位
		ルームクリーニング、ガスコンロ内部クリーニング、畳表替え、クロス張替え、クロスクリーニング
		賃借人負担となった部分
		—
事例7の 脚注③	<p>原状回復の特約は、当事者間で合意がなかったことなどから、賃借人の故意・過失による毀損や通常でない使用による建物の劣化について定めたものに過ぎないとされた事例(賃借人は2名)</p> <p>【京都地方裁判所判決平 9.6.10】</p>	争点となった部位
		畳、障子、襖、その他の設備の修理、清掃(詳細は不明)
		賃借人負担となった部分
		—
事例7の 脚注④	<p>原状回復の特約は、特別な事情がない限り認められないとされた事例</p> <p>【神奈川簡易裁判所判決平 9.7.2】</p>	争点となった部位
		畳取替え等(詳細は不明)
		賃借人負担となった部分
		(浄化槽の清掃費については賃借人が支払を容認)
事例7の 脚注⑤	<p>賃借人が立会確認書に署名したが、自然損耗・通常使用に必然的に伴う損耗は敷金から控除できないとされた事例</p> <p>【福知山簡易裁判所判決平 15.4.4】</p>	争点となった部位
		壁・天井クロス張替え、ハウスクリーニング費用
		賃借人負担となった部分
		—
事例 13 の脚注	<p>修繕特約は、通常賃貸人の修繕義務を免除したにとどまり、更に特別の事情が存在する場合を除き賃借人に義務を負わせるものではないとした事例</p> <p>【仙台簡易裁判所判決平 8.11.28】</p>	争点となった部位
		壁・天井・床修繕、畳修理、襖張替え、クリーニング工事、玄関鍵交換、その他修理
		賃借人負担となった部分
		(クリーニング、玄関鍵及びその他修理費用は賃借人が支払を容認)
事例 15 の脚注	<p>オフィスの賃貸借において、賃借人には原状回復条項に基づき通常の使用による損耗・汚損をも除去し貸借当時の状態にして返還する義務があるとされた事例</p> <p>【東京高等裁判所判決平 12.12.27】 判例タイムズ 1095-176</p>	争点となった部位
		電気設備撤去、空調設備のオーバーホール工事、塗装工事、内装工事、クリーニング工事等
		賃借人負担となった部分
		電気設備撤去、空調設備のオーバーホール工事、塗装工事、内装工事、クリーニング工事等

(注意) 該当事例に類似した判例について、各事例で脚注として紹介している。

## **【事例1】 毀損・汚損等の損害賠償を定めた特約には通常の使用によるものは含まれないとされた事例**

名古屋地方裁判所判決 平成2年10月19日 判例時報1375-117

一審・名古屋簡易裁判所判決 平成元年6月22日

〔敷金0円 追加支払2万円〕

### **1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）**

訴外Aは、賃貸人Bとの間で昭和55年8月31日名古屋市内の賃貸マンションについて賃貸借契約を締結し、賃料月額12万円とされた。同日賃借人YはAの連帯保証人となり、契約当初から利用補助者として本件建物に居住し、その後Bの承諾のもとに訴外Aから賃借権を譲り受けた。昭和60年7月2日、Bが死亡したため、賃貸人Xが相続により賃貸人の地位を承継した。昭和63年4月30日に賃貸借契約が終了し、同日賃借人Yは、本件建物を明け渡した。

賃貸人Xは、訴外A及び賃借人Yの未払賃料66万1315円を請求するとともに、昭和62年8月の温水器取替え工事費18万5000円及び原状回復のため実施した、畳、襖、障子、クロス及びじゅうたんの張替え費用並びにドア・枠のペンキ塗替え費用50万4200円について、修繕特約（建物専用部分についての修理、取替え（畳、襖、障子、その他の小修繕等）は賃借人において行うとする修理特約及び故意過失を問わず毀損、滅失、汚損その他の損害を与えた場合は賃借人が損害賠償をしなければならないとする賠償特約）に基づきその支払を求めて提訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 温水器の取替え費用について、本件修理特約に列挙された修理等の項目が比較的短期間で消耗する箇所に関するものが多く、かつ、その他小修理という一般条項的項目によってまとめられているところ、温水器はかなり長期の使用を予定して設置される設備であると認められる。
- (2) 修理特約について、本件修理特約は、一定範囲の小修繕についてこれを賃借人の負担において行う旨を定めるものであるところ、こうした趣旨の特約は、賃貸人の修繕義務を免除することを定めたものであって、積極的に賃借人に修繕義務を課したと解するには、更に特別の事情が存在することを要する。
- (3) 建物の毀損、汚損等についての損害賠償義務を求めた特約は、賃貸借契約の性質上、その損害には賃借物の通常の使用によって生ずる損耗、汚損は含まれないと解すべきである。この点についてみると、ドア等については、通常の使用によっては生じない程度に汚損していたことが認められるが、それ以外の損耗は通常の使用によって生ずる範囲のものである。また、壁クロスの汚損が結露によるものとしても、結露は一般に建物の構造により発生の基本條件が与えられるものであるから、特別の事情が存しない限り結露による汚損を賃借人の責に帰することはできない。
- (4) 以上から、賃借人Yが負担すべき修繕費用としては、ドア等のペンキ塗替え費用相当額（2万円）のみを認めた。

## **[事例 2] 通常の使用による汚損・損耗は特約にいう原状回復義務の対象にはならないとされた事例**

東京地方裁判所判決 平成6年7月1日  
〔敷金 24 万円 返還 24 万円 (全額)〕

### **1 事案の概要 (原告：賃借人X 被告：賃貸人Y)**

賃借人Xは、賃貸人Yから昭和62年5月本件建物を賃料12万円で賃借し、その際賃貸人Yに敷金24万円を差し入れた。平成5年4月本件契約は合意解除され、同日賃借人Xは賃貸人Yに本件建物を明け渡したが、賃貸人Yが敷金を返還しないので、その返還を求めた。

賃貸人Yは本件建物の明け渡しを受けた後、畳の裏替え、襖の張替え、じゅうたんの取替え及び壁・天井等の塗装工事を行い、その費用として24万9780円を支出したと主張した。なお、本件契約には、「賃借人Xは賃貸人Yに対し、契約終了と同時に本件建物を現（原）状に回復して（但し賃貸人の計算に基づく賠償金をもって回復に替えることができる）、明け渡さなければならない」という特約があった。

これに対して原審（豊島簡易裁判所判決、判決年月日不明）は、賃借人Xの主張を容認し、賃貸人Yが控訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 本件における「原状回復」という文言は、賃借人の故意、過失による建物の毀損や通常でない使用方法による劣化等についてのみその回復を義務付けたとするのが相当である。
- (2) 賃借人Xは、本件建物に居住して通常の用法に従って使用し、その増改築ないし損壊等を行うともなく本件建物を明け渡したが、その際又は明け渡し後相当期間内に賃貸人Yや管理人から修繕を要する点などの指摘を受けたことはなかった。
- (3) 賃借人Xは本件契約を合意更新するごとに新賃料 1 か月分を更新料として支払ったが、賃貸人Yは本件建物の内部を見て汚損箇所等の確認をしたり、賃借人Xとの間でその費用負担について話し合うことはなかった。
- (4) 以上から、賃借人Xは本件建物を通常の使い方によって使用するとともに、善良な管理者の注意義務をもって物件を管理し、明け渡したと認められるから、右通常の用法に従った使用に必然的に伴う汚損、損耗は本件特約にいう原状回復義務の対象にはならないとし、賃借人Xの請求を認容した原判決は相当であるとして、賃貸人Yの請求を棄却した。

**[事例 3] 原状回復の特約及び別記の「修繕負担項目」により損耗の程度に応じた賃借人の負担を認めた事例**

東京地方裁判所判決（平成6年8月22日） 判例時報1521-86

〔敷金0円 追加支払35万8682円〕

**1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）**

賃貸人Xは、昭和63年9月16日、賃借人Yに対し、本件建物を賃料月額21万7000円、共益費月額1万8000円で賃貸した。本件契約には、原状回復義務として、契約終了時には賃借人は自己の費用をもって遅滞なく原状回復（その具体的内容は契約書末尾に記載）の処置をとり賃貸人に明け渡す旨の条項があった。

平成4年5月28日、賃借人Yは本件建物を退去したが、賃貸人Xは賃借人Yが平成2年6月分以降の賃料及び共益費を支払わず、また、賃借人Yが退去にあたり何ら補修をしなかったため、賃貸人Xがカーペットの敷替え、壁等のクロスの張替え等の原状回復工事費用（65万6785円）を支払ったとして、賃借人Yにそれらの支払を求めた。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- （1）カーペット敷替えは、それまで行う必要はなく、クリーニング（1万5000円）で十分である。
- （2）クロス張替えは壁・天井ともやむをえない（26万8000円）が、下地調整及び残材処理は賃借人に負担させる根拠はなく、認められない。
- （3）畳表替えは、取替えではなく、裏返しで十分であった（2万1600円）。
- （4）室内クリーニングは、700円/㎡として認められるべきである（5万4082円）が、室外クリーニングは契約の合意項目にないので賃借人Yに負担させるべきでない。
- （5）以上から、賃借人Yは賃貸人Xに35万8682円を支払うよう命じた。

なお、賃借人Yが一審敗訴部分の取消しを求めて控訴した。控訴審（東京高等裁判所判決平成7・12・26、判決の詳細不明）は、賃借人Yの控訴を棄却した。

**[事例 4] 通常の損耗に関する費用は約定された敷引金をもって当てると解するのが相当であるとされた事例**

大阪簡易裁判所判決 平成6年10月12日

〔敷金（保証金）170万円 返還127万5000円（敷引金の全額）〕

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成2年8月、賃貸人Yと本件建物の賃貸借契約を締結した。賃借人Xは同日賃貸人Yに対し、契約に付帯して保証金170万円を預託した。同保証金については、契約期間2年未満の場合、30%、2年以上の場合、25%をそれぞれ差し引いた残額を返還する旨の約定が付されていた。

賃借人Xはその後本件契約を解約し、平成5年7月本件建物を明け渡した。契約期間及び約定によれば、賃貸人Yは、前記保証金170万円から25%を差し引いた127万5000円を賃借人Xに返還すべきところ、賃借人Xの使用によって甚だしく汚損され、その原状回復のために、クロス、障子及び襖の張替え、床畳工事並びにクリーニング費用の合計約45万円を要したとして、81万円余を返還したのみであった。賃借人Xは、賃貸人Yが支出した金額程度の原状回復費用は敷引分をもって充てるべきであるとして、残額である46万円余の支払を求めた。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃貸人Y主張の損害項目のうち、天井クロスの照明器具取付け跡、畳の汚損については、賃借人の通常の使用により自然に生ずる程度の汚れであったことが認められる。
- (2) 敷引の約定については、賃借人の通常の使用により賃借物に自然に生じる程度の汚損、即ち通常の汚損に関する費用は一次的には敷引金をもって充てるとの約定を含んでいると解するのが相当であり、右損傷の修復に要する費用は数万円程度を超えるものではなく、敷引金をもって充てるべきである。
- (3) その他の損害については、汚損の箇所や範囲、修復に要した費用等についてこれを詳らかにしなかつたが、他にこれを是認するに足りる証拠はなく、賃貸人Yの主張は採用しがたいとして、賃借人Xの請求を全面的に認めた。

**[事例 5] 賃貸借契約書に約定されていた畳表の取替え費用のみが修繕費用として認められた事例**

仙台簡易裁判所判決 平成7年3月27日

[敷金0円 追加支払2万7000円]

**1 事案の概要（原告：管理受託者X 被告：賃借人Y）**

賃借人Yは、平成2年3月賃貸人訴外Aから仙台市内のアパートを賃料4万8000円で賃借し、平成6年4月合意解除した。

訴外Aから本件建物の保守管理を委託されていた管理受託者Xは、賃借人Yの退去後、次の修理を行い、その費用（22万8200円）を支出したとして、賃借人Yに対し不当利得の返還請求を求めた。なお、契約書には、賃借人は畳表の取替えを負担する旨、また、賃借人の責めに帰すべき事由でこの物件を汚損したときは、賃借人は、直ちに原状に回復しなければならない旨規定されていた。

イ 和室壁張替え	4万6400円
ロ 洋室壁張替え	5万6000円
ハ 玄関台所壁張替え	6万8800円
ニ 畳表取替え	2万7000円
ホ 諸経費	3万円

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 契約条項によれば、畳表取替え費用は賃借人Yの負担すべきものと認められる。
- (2) 壁の汚損は、賃借人Yの責めに帰すべき事由というよりも、むしろ、湿気、日照、通風の有無、年月の経過によるものと認められ、壁の張替えの費用は賃貸人の負担に属する。
- (3) 以上から、管理受託者Xの請求のうち、畳表替えの費用のみ認め、その余は失当であるとして棄却した。

**[事例 6] まっさらに近い状態に回復すべき義務ありとするには客観的理由が必要であり、特に賃借人の義務負担の意思表示が必要とされた事例**

伏見簡易裁判所判決 平成7年7月18日 消費者法ニュース25-33  
〔敷金 19 万 8000 円 返還 19 万 8000 円 (全額)〕

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成2年4月1日、賃貸人Yとの間で建物について賃貸借契約を締結した。契約期間は2年間、賃料月額6万6000円、敷金19万8000円とされ、賃借人Xは同日賃貸人Yに敷金を支払った。平成4年4月1日の契約更新時に賃料が5000円増額されたが、敷金の追加支払はなく、賃借人Xは更新料として12万円を同年6月1日に支払った。

賃借人Xは、平成6年1月23日に本件建物を退去して賃貸人Yに明け渡した。

明け渡し時に賃貸人Y側の立会人は、個々の箇所を点検することなく、全面的に改装すると申し渡したので、賃借人Xが具体的に修理等の必要のあるものを指摘するよう要求したところ、後日賃貸人Yから修理明細表が送られてきたが、内容は全面改装の明細であった。賃借人Xが賃貸人Yの通知した修繕等を行わなかったため、賃貸人Yは賃借人Xの負担においてこの修繕等を代行した。

賃借人Xは、建物を明け渡したことによる敷金の返還を求めて提訴した。一方、賃貸人Yは賃貸借契約に基づく明け渡し時の原状回復の特約（契約時点における原状すなわちまっさらに近い状態に回復すべき義務）を賃借人Xが履行しなかったことで、賃貸人Yが負担した畳、襖、クロス及びクッションフロアの張替え並びに清掃費用の合計48万2350円のうち、敷金によって清算できなかった差額金28万4350円の支払を求めて反訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 動産の賃貸借と同様、建物の賃貸借においても、賃貸物件の賃貸中の自然の劣化・損耗はその賃料によってカバーされるべきであり、賃借人が、明け渡しに際して賠償義務とは別個に「まっさらに近い状態」に回復すべき義務を負うとすることは伝統的な賃貸借からは導かれず、義務ありとするためには、その必要があり、かつ、暴利的でないなど、客観的理由の存在が必要で、特に賃借人がこの義務について認識し、義務負担の意思表示をしたことが必要である。
- (2) 本件契約締結の際に当該義務の説明がなされたと認められる証拠はなく、重要事項説明書等によれば、賃借人の故意過失による損傷を復元する規定であるとの説明であったと認められる。
- (3) 以上から、賃貸人Yの主張を斥け、賃借人X支払済の敷金全額の返還を命じた。

**[事例 7] 原状回復の特約条項は故意過失又は通常でない使用による損害の回復を規定したものと解すべきとした事例**

東京簡易裁判所判決 平成7年8月8日

[敷金 33 万 4000 円 返還 32 万 1000 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、昭和60年3月16日、賃貸人Yとの間で都内の賃貸住宅について賃貸借契約を締結した。賃料月額16万7000円、敷金33万4000円であった。賃借人Xは、平成7年12月1日に本件建物を退去して賃貸人Yに明け渡した。賃貸人Yは、その後原状回復費用としてビニールクロス張替え費用等22項目合計56万5600円を支出し、本件契約の「明け渡し後の室内建具、襖、壁紙等の破損、汚れは一切賃借人の負担において原状に回復する」との条項により、敷金を充当したとして一切返還しなかった。

このため賃借人Xは、入居期間中に破損した襖張替え費用1万3000円を差し引いた32万1000円の返還を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 建物賃貸借契約に原状回復条項があるからといって、賃借人は建物賃借当時の状態に回復すべき義務はない。賃貸人は、賃借人が通常の状態で使用した場合に時間の経過に伴って生じる自然損耗等は賃料として回収しているから、原状回復条項は、賃借人の故意・過失、通常でない使用をしたために発生した場合の損害の回復について規定したものと解すべきである。
- (2) 部屋の枠回り額縁のペンキ剥がれ、壁についた冷蔵庫の排気跡や家具の跡、畳の擦れた跡、網戸の小さい穴については、10年近い賃借人Xの賃借期間から自然損耗であり、飲み物をじゅうたんにこぼした跡、部屋の家具の跡等については、賃借人が故意、過失または通常でない使用をしたための毀損とは認められない。
- (3) 以上から、賃借人Xの請求を全面的に認めた。

\*同様の趣旨で、賃借人の請求を全面的に認めた判例として、

- ①平成8年3月19日東京簡易裁判所判決
- ②平成9年2月18日川口簡易裁判所判決
- ③平成9年6月10日京都地方裁判所判決
- ④平成9年7月2日神奈川簡易裁判所判決
- ⑤平成15年4月4日福知山簡易裁判所判決（少額訴訟）がある。

**[事例 8] 修理・取替え特約は賃貸人の義務を免除することを定めたものと解され自然損耗等について賃借人が原状に復する義務を負っていたとは認められないとされた事例**

京都地方裁判所判決 平成7年10月5日

一審・京都簡易裁判所判決 平成6年11月22日

[敷金 30 万円 返還 29 万 7641 円]

**1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）**

賃貸人Xは、昭和62年5月、本件建物を訴外賃借人Aに賃料6万8000円、敷金30万円、礼金27万円、更新料20万4000円で賃貸し、引き渡した。訴外賃借人Aは平成4年9月死亡し、賃借人Yが訴外賃借人Aの地位を承継した。本件契約は平成4年11月合意解除され、同年12月本件建物は賃借人Yから賃貸人Xに引き渡された。

賃貸人Xは、本件特約（所定の修理、取替えに要する費用は借主負担）は、借家法6条に反せず、特約による賃借人Yの修繕義務は、契約期間中に限らず終了時にも適用され、賃借人Yは本件特約を明記した解約通知書に署名押印し、合意解除したとして、賃借人Yに対し11箇所（クロス、床及び襖の張替え、畳裏返し・表替え、塗装工事、設備の取替え等）の修理費用（72万7592円）と敷金30万円の差額並びに未払水道料金2359円の合計額42万9951円の支払を求めた。これに対して、賃借人Yは修繕義務を否定し、敷金の返還を求めて反訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して第一審（京都簡易裁判所判決）は、

- (1) 賃貸物の修理を借主の負担とする特約もあながち無効とするまでもないが、賃料の他多額の更新料、礼金、敷金の支払われている事実等に鑑みれば、借主の通常の使用に生じた汚損等は右借主の支払った出資で賄うべく、本件特約にいう借主の負担する修理義務の範囲は、右の域を超えた借主の故意又は重大な過失に基づく汚損等の修理を意味すると解するのが相当である。
- (2) 本件契約は、新しく改築した建物につき締結されたが、賃借人Yに本件契約開始時の状況を復元維持する義務まで課したものではない。
- (3) 賃貸人Xが修理を必要とする汚損部分は、いずれも通常の使用によるもの経年によるものばかりであり、賃借人Yの負担部分はない。
- (4) 以上から、賃貸人Xは賃借人Yに対して敷金30万円から未払水道料金2359円を控除した29万7641円の返還義務があるとした。

賃貸人Xが控訴した。

これに対して第二審（京都地方裁判所判決）は、

- (1) 本件修理・取替え特約の趣旨は、賃貸借契約継続中における賃貸人の修繕義務を免除することを定めたものと解される。
- (2) 本件契約においては、賃貸目的物の通常の使用利益に伴う自然の損耗や汚損について、賃借人が積極的にその修繕等の義務を負担し、あるいは、賃貸目的物の返還にあたって、自然の損耗等についての改修の費用を負担して賃貸当初の原状に復する義務を負って

いたとは認められない。

(3) 以上から、原判決は相当であるとして、本件控訴を棄却した。

なお、上告審（大阪高等裁判所判決平成8年3月19日）も控訴審判決を維持した。

**[事例 9] 賃借人の手入れにも問題があったとして、カビの汚れについて賃借人にも 2 割程度の負担をすべきとした事例**

横浜地方裁判所判決 平成8年3月25日

一審・保土ヶ谷簡易裁判所判決 平成7年1月17日

[敷金 21 万 4000 円 返還 18 万 4000 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人 X 被告：賃貸人 Y）**

賃借人 X は、平成元年7月2日、賃貸人 Y との間で横浜市内のマンション（新築物件）の賃貸借契約を締結した。契約期間は2年間、賃料月額9万7000円、敷金19万4000円とし、賃借人 X は同日賃貸人 Y に敷金を交付した。平成3年7月2日の契約更新時に賃料が1万円増額され、その結果敷金も2万円増額されたので、賃借人 X は同日賃貸人 Y に敷金を追加交付した。平成6年3月31日賃貸借契約は合意解除され、同日賃借人 X はマンションを賃貸人 Y に明け渡した。

賃貸人 Y は、賃借人 X が通常の使用による損害以上に損害を与えたため、以下の補修工事を実施し、46万9474円を出し、敷金を充当したので、敷金は返還できないと主張したことから、賃借人 X が、交付済みの敷金21万4000円の返還を求めて提訴した。

・工事内容

イ 畳六畳の裏返し

ロ 洋間カーペットの取替え並びに洋間の壁・天井、食堂、台所、洗面所、トイレ、玄関の壁・天井の張替え

ハ 網入り熱線ガラス二面張替え

ニ トイレ備え付けタオル掛けの取付け

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 畳は、入居者が替わらなければ取り替える必要がない程度の状態であったから、その程度の損耗は通常の使用によって生ずる損害と解すべきである。
- (2) 洋間カーペット、洋間の壁・天井等は、カビによる染みがあったために取り替えたものであるが、本件建物が新築であったために壁等に多量の水分が含有されていたことは経験則上認められ、また、居住者がことさらにカビを多発せしめるということは到底考えられないし、また賃借人 X がそのような原因を作出したとは認められない。
- (3) 網入りガラスは、熱膨張により破損しやすいところ、賃借人 X が破損に何らかの寄与をしたとは認められない。
- (4) トイレのタオル掛けの破損も、石膏ボードに取り付けられた場合、その材質上、取れ易いことは経験則上明らかである。
- (5) 以上から、各損害はいずれも通常の使用により生ずる損害、損耗であり、賃貸人 Y が負担すべきとして、賃借人 X の請求を全面的に認めた。

賃貸人 Y が一審判決を不服として横浜地方裁判所に控訴した。

これに対して裁判所は、

- (1) 洋間カーペット、洋間の壁、洗面所、トイレ及び玄関の天井及び壁に発生したカビについて、相当の程度・範囲に及んでいたこと、本件建物の修繕工事をした業者が同一建物内の他の建物を修繕したが、そこには本件建物のような程度のカビは発生していなかったことから、本件建物が新築でカビが発生しやすい状態であったことを考慮しても、賃借人Xが通常の態様で使用したことから当然に生じた結果ということとはできず、賃借人Xの管理、すなわちカビが発生した後の手入れにも問題があったといわざるを得ない。
- (2) カビの汚れについては、賃借人Xにも2割程度責任があり、「故意、過失により建物を損傷した有責当事者が損害賠償義務を負う」旨の契約条項により、賃借人Xは本件カーペット等の修繕費15万5200円のうち、3万円を負担すべきである。
- (3) 以上から、原判決（保土ヶ谷簡易裁判所）を変更し、賃借人Xが請求できるのは、敷金21万4000円から3万円を差し引いた18万4000円とした。

**[事例 10] 原状回復義務ありとするためには義務負担の合理性、必然性が必要であり更に賃借人がそれを認識し又は義務負担の意思表示をしたことが必要とした事例**

伏見簡易裁判所判決 平成9年2月25日

[敷金 21 万 6000 円 返還 6 万 6140 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成3年4月10日、賃貸人Yより本件建物を賃料7万2000円、敷金21万6000円（明け渡し後に返還）の約定で賃借した。本件賃貸借契約書には、賃借人は本件建物を明け渡す際には、賃貸人の検査を受け、その結果賃貸人が必要と認めた場合は、畳、障子、襖、壁等を賃貸開始時の原状に回復しなければならないとする条項があった。

賃借人Xは、平成7年8月31日本件建物を退去した。明け渡し時に賃貸人Y側からは B が立ち会い、B は要修理箇所を書き出し、賃借人Xの負担すべき補修費用を36万8490円と算出し、賃借人Xに通知した。しかし、賃借人Xが賃貸人Yの通知した補修（畳表替え、襖・クロス・クッションフロア張替え及び室内清掃）を行わなかったため、賃貸人Yは賃借人Xの負担においてこの補修を代行した。

賃借人Xは、賃貸人Yが敷金を返還しないとして敷金21万6000円の支払を求めたのに対し、賃貸人Yは補修費用36万8490円と敷金の差額15万2490円の支払を求めて反訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 補修のうち、賃借人Xの責めに帰すべき事由によるものは、賃借人Xが冷蔵庫背面の排熱を考慮しなかったことによる壁面の黒い帯、賃借人Xの過失による床のタバコの焦げ跡、賃借人X退去の際、賃借人X側の者が家具を倒したことによる畳の凹み、以上3点の補修費用14万9860円である。
- (2) 賃貸人Yの主張するように、退去にあたって、内装等を賃貸開始時の状態にする義務ありとするためには、原状回復費用という形で実質的賃料を追徴しなければならない合理性、必然性が必要であり、さらに賃借人がその合理性、必然性を認識し又は認識しうべくして義務負担の意思表示をしたことが必要である。
- (3) 本件契約締結にあたり、原状回復義務の規定及びかかる義務負担の合理性、必然性についての説明があったとは認められない本件においては、賃借人Xが賃貸人Y主張のような原状回復義務を負担する意思を有していたとは認められず、また、そう認識すべき場合でもなく、結局、その効力は認められない。
- (4) 以上から、賃借人Xの敷金返還請求のうち、賃借人Xの責めに帰すべき損傷の補修費用を控除した6万6140円の支払を認め、賃貸人Yの反訴請求を棄却した。

## **【事例 11】 賃借人に対して和室 1 室のクロス張替え費用及び不十分であった清掃費用の支払を命じた事例**

春日井簡易裁判所判決 平成 9 年 6 月 5 日

[敷金 17 万 4000 円 追加支払 5 万 8940 円]

### **1 事案の概要（原告：賃借人 X 被告：賃貸人 Y）**

賃借人 X は、賃貸人 Y の父親との間で平成 2 年 4 月 16 日、春日井市内のマンションの賃貸借契約を締結した。当初契約期間は 2 年（以後 1 年毎の自動更新）、賃料月額 6 万 4000 円（契約終了時は 7 万 4000 円）、敷金 17 万 4000 円とされた。なお、賃貸人 Y の父親が平成 3 年 12 月 15 日に死亡したため、賃貸人 Y が賃貸人の地位を承継した。賃借人 X は、本件契約が平成 8 年 3 月 23 日に終了したので、同日、賃貸人 Y に本件建物を明け渡した。

退去日に賃借人 X、賃貸人 Y の妻、宅建業者の三者の立会いにより、修繕箇所の点検・確認作業を行った。その結果、賃借人 X は、畳表、クロスの張替え費用の一部については、負担を認めたが、賃貸人 Y は賃借人 X の本件建物の使用状況が通常の使用に伴って発生する自然的損耗をはるかに超えるものとし、修繕及び清掃を実施して、その費用を支出した。

賃借人 X は、賃貸借契約終了により、敷金 17 万 4000 円のうち補修費用 6 万 2700 円を控除した 11 万 1300 円及び前払賃料の日割り分 1 万 9225 円の返還を求めて提訴した。これに対し、賃貸人 Y は、修繕費用及び清掃費用の合計 30 万 7940 円と敷金 17 万 4000 円及び賃料日割返還分 1 万 9225 円の合計 19 万 3225 円とを相殺した 11 万 4715 円の支払を求めて反訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 和室 B のクロスについては、賃借人 X の行為により毀損したものは全体の一部分であるからといって、その部分のみを修復したのでは、部屋全体が木に竹を継いだような結果となり、結局部屋全体のクロスを張替え修復せざるをえないことになるが、それはとりもなおさず賃借人 X の責によるものであるといわざるを得ない。
- (2) 和室 B の畳、和室 A 及び洗面所のクロスについては、賃貸人 Y が主張するように通常の使用にともなって発生する自然的損耗をはるかに超える事実を認めるに足りる証拠はなく、和室 A の畳表替え、和室 B 等のクロスの張替えをする必要があるからといって、それとのバランスから和室 B の畳表替えや和室 A 及び洗面台のクロスについてそれをも賃借人 X に修繕義務を負わせるのは酷であり、不当であり、賃貸人 Y の負担においてなすべきである。
- (3) 賃貸人 Y が清掃費用を支払うこととなったのは、賃借人 X の退去時の清掃の不十分さに起因するものである。
- (4) 以上から、賃借人 X は賃貸人 Y に対し、修繕費用 21 万 2940 円及び清掃費用 2 万円の合計 23 万 2940 円の支払義務があり、したがって、賃借人 X は賃貸人 Y に差し入れている敷金及び日割計算による前払賃料の返還金の合計額 19 万 3225 円と対等額で相殺しても、なお 3 万 9715 円を支払う義務があるとした。

なお、賃借人 X が控訴したが、その後、賃借人 X の負担を敷金相当額とする和解が成立した模様。

**[事例12] 更新時に追加された原状回復の特約は賃借人が自由な意思で承諾したとは認められないとされた事例**

東京簡易裁判所判決 平成11年3月15日

[敷金 20 万円 返還 19 万 25 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成3年8月、賃貸人Yと賃貸借契約を締結し、敷金20万円を差し入れた。その後、賃借人Xと賃貸人Yは本件契約を平成5年、7年、9年と更新し、平成11年本件契約を合意解除した。賃借人Xは本物件を賃貸人Yに明け渡した。

賃借人Xが、明け渡し後、敷金20万円の返還を求めたところ、賃貸人Yは、引渡し時の原状に回復すべき旨の特約のある平成9年の更新契約により、賃借人Xは原状回復費用として、クロス・カーペット・クッションフロア工事費用、畳表替え・襖費用及び室内清掃費用の合計36万5400円を負担すべきであり、敷金からこれを控除すると、敷金から返還すべきものはないと主張した。

これに対し賃借人Xは、自然損耗についての原状回復義務はないとして、敷金のうち畳の表替え費用6300円を除く19万5400円の返還を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 建物賃貸借契約の終了時に賃借人が負う原状回復義務は、通常の使用によって生じる貸室の損耗、汚損等を超えるものについて生じ、賃借人の故意、過失による建物の毀損や、通常でない使用による毀損や劣化等についてのみ、その回復を義務付けたものである。
- (2) 特約により全費用を負担させることも、契約締結の際の事情等の諸般の事情を総合して、特約に疑問の余地のないときは、賃借人はその義務を負担することになるが、①本件特約は、平成7年までの契約にはなく、また、特約が加えられたことについても特に説明がなされていない、②賃借人Xは、一部を除いて通常の用法に従って本件建物を使用しており、台所の天井のクロスの剥がれは雨漏りによるもので、クロスの一部汚損の痕跡は入居当初からあり、襖は当初から新品ではない、③また、更新の際、賃借人Xは更新料を支払っている、④賃貸人Y主張のように当初の賃貸借契約以降も本件特約の効力が及ぶものとするれば、賃借人Xは予期しない負担を被る結果になる、⑤してみると本件特約は、賃貸人Yの主張で見ると、賃借人Xはその特約の趣旨を理解し、自由な意思で承諾したものとみられない。
- (3) 本件建物のクロス、カーペット、畳、襖、トイレ等の損耗、汚損等については、畳表1枚の一部焦げ跡と冷蔵庫の下のさび跡を除いて、賃借人Xの故意、過失や通常でない使用により、毀損、劣化等を生じさせたと認められない。
- (4) 以上から、賃借人Xは負担すべき費用として、畳表1枚の費用6300円、冷蔵庫下のクッションフロア費用3675円の合計9975円のみを認めた。

### [事例 13] 特約条項に規定のないクリーニング費用等の賃借人による負担が認められなかった事例

仙台簡易裁判所判決 平成12年3月2日

[敷金 16 万 5000 円 返還 5 万 9955 円]

#### 1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）

賃借人Yは、平成9年11月、賃貸人Xと賃貸借契約を締結し、敷金として16万5000円を差し入れた。

賃借人Yは、平成11年5月、賃貸人Xと本件契約を合意解除し、本物件を賃貸人Xに明け渡したが、賃貸人Xは賃借人Yに対し、原状回復費用として、①畳修理代5万7330円、②襖張替え代3万3600円、③フロア張替え代7万6062円、④室内クリーニング代3万6750円、⑤水道未払費用1万4115円の合計21万7857円の支払を求め、敷金との差額5万2857円を請求し提訴した。

これに対し賃借人Yは、①、②及び⑤の合計10万5045円の支払は認めるが、その他の費用負担については、本件契約書の費用負担の特約に規定されておらず、説明も受けていない。本件貸室の使用は正常でかつ善管注意をもってなし、通常の使用によって生ずる損耗、汚損を超えるものではないから、支払義務はないと主張した。

#### 2 判決の要旨

これに対して裁判所は、

- (1) 本件契約の賃借人の費用負担特約条項には、フロアの張替え及びクリーニングの費用負担の規定はない。
- (2) 賃貸物件の通常の使用による損耗、汚損を賃借人の負担とすることは、賃借人に対し、法律上、社会通念上当然発生する義務とは趣を異にする新たな義務を負担させるというべきであり、これを負担させるためには、特に、賃借人が義務を認識し又は認識し得べくして義務の負担の意思表示をしたことが必要であるが、本件においてはこれを認めるに足りる証拠はない。
- (3) 本件貸室において、賃借人Yが、その居住期間中に通常的使用方法によらず生じさせた損耗、汚損があったと認めるに足りる証拠はない。したがって、賃借人Yには、フロアの張替え及び室内クリーニング費用の支払義務はない。
- (4) 以上から、賃借人Yの主張を全面的に認めた。

\*同様の趣旨の判例として、平成8年11月28日仙台簡易裁判所判決がある。

## **[事例 14] 通常損耗を賃借人の負担とする特約が否認された事例**

大阪高等裁判所判決 平成12年8月22日 (判例タイムズ1067-209)

一審・豊中簡易裁判所判決 平成10年12月1日

二審・大阪地方裁判所判決 平成11年10月22日

[敷金 37 万 5000 円 差戻後和解・和解の内容は不明]

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成8年3月、賃貸人Yと月額賃料12万円余で賃貸借契約を締結し、敷金として37万5000円差し入れた。

本件契約書には、「借主は、本契約が終了したときは、借主の費用をもって本物件を当初契約時の原状に復旧させ、貸主に明け渡さなければならない」という条項（21条）があった。また、賃借人Xは、媒介業者から「本物件の解約明け渡し時に、借主は契約書21条により、本物件を当初の契約時の状態に復旧させるため、クロス、建具、畳、フロア等の張替費用及び設備器具の修理代金を実費にて清算されることとなります。」と記載された覚書を受領し、署名押印して媒介業者に交付した。

賃借人Xは、平成10年7月、賃貸人Yに本物件を明け渡し、本件賃貸借契約は終了した。ところが、賃貸人Yは本件契約に基づく原状回復費用として、通常損耗分も含めて、敷金を上回る支出をしたとして、敷金の返還を拒んだため、賃借人Xは、通常損耗に対する補修費用は賃借人の負担とはならないとして、24万4600円の返還を求めて提訴した。

これに対し、賃貸人Yは、賃借人Xには本契約書21条及び覚書に基づき要した、壁・天井クロス及び障子の張替え、洗面化粧台取替え並びに玄関鍵交換費用等の合計48万2265円を支払う義務があるとし、この修理費用等請求権をもって敷金返還請求権を相殺するとの意思表示を行い、さらに反訴請求として賃借人Xに対し、修理費用請求権残額等合計10万7265円の支払を求めた。

一審（豊中簡易裁判所）及び二審（大阪地方裁判所）において裁判所はいずれも、本件契約書及び覚書の記載は、通常損耗による原状回復義務を賃借人に負わせるものと判断して、賃借人Xの請求を棄却した。賃借人Xは、これを不服として上告した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 建物賃貸借において特約がない場合、賃借人は、①賃借人が付加した造作を取り除き、②通常の使用の限度を超える方法により賃貸物の価値を減耗させたとき（例えば、畳をナイフで切った場合）の復旧費用を負担する義務がある。

しかし、①賃貸期間中の経年劣化、日焼け等による減価分や、②通常使用による賃貸物の減価（例えば、冷暖房機の減価、畳の擦り切れ等）は、賃貸借本来の対価というべきであって、賃借人の負担とすることはできない。

- (2) もし、上記の原則を排除し通常損耗も賃借人の負担とするときには、契約条項に明確に定めて、賃借人の承諾を得て契約すべきであるが、本件賃貸借契約書21条の「契約時の原状に復旧させ」との文言は、契約終了時の賃借人の一般的な原状回復義務を規定した

ものとしか読むことはできない。

- (3) また、本件覚書は、本件契約書21条を引用しているから、これを超える定めをしたとはいえず、通常損耗を賃借人が負担すると定めたものとは解されない。
- (4) 以上から、原判決の判断は契約の解釈を誤ったものであって、破棄を免れない、そして、賃貸人の支出した費用が通常損耗を超えるものに対するものであったかどうかについて審理する必要があるとして、本件を原裁判所に差し戻した。

## **[事例 15] 通常損耗分を含めた原状回復義務の特約が有効とされた事例**

東京地方裁判所判決 平成12年12月18日 判例時報1758-66

一審・東京簡易裁判所判決 平成12年6月27日

[敷金 22 万 5000 円 追加支払 1 万 3875 円]

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成6年3月、賃貸人（サブリース業者）Yと月額賃料7万5000円で賃貸借契約を締結し、敷金22万5000円を差し入れた。

本件契約書には、赤の不動文字で記載された「賃借人は、本件建物を明け渡すときは、畳表の取替え、襖の張替え、クロス張替え、クリーニングの費用を負担する。」旨の特約が付され、賃借人Xと賃貸人Yはその旨合意した。

賃借人Xは、平成11年5月、本契約を賃貸人Yと合意解除し、賃借物件を賃貸人Yに明け渡したが、賃貸人Yは、賃借人Xに対し本件建物は新築で賃貸したものであるが、通常の使用では生じない汚損・損耗があり、汚損状況は賃借人Xの放置によるものとして、本件契約の特約条項に基づき、5月分の前家賃4万1130円及び敷金22万5000円の合計額から畳表の取替え費用等23万8875円を相殺し、精算金2万7255円を賃借人Xに返還した。

これに対し賃借人Xは、本件特約は公序良俗に反し無効である。また、特約条項に基づく費用額が敷金よりも高額になることを契約時及び更新時に一切知らされていない。本件建物は住宅金融公庫融資物件であり、住宅金融公庫法は、自然損耗による畳等の原状回復費用を賃借人に負担させることを禁止しており、本件特約は無効である。さらに、重要事項説明で特約条項の説明がなかったのは宅建業法違反であるとして、敷金等精算残金23万8875円の返還を求めて提訴した。

一審（東京簡易裁判所）は賃借人Xの請求を一部認めたが、賃借人Xはこれを不服として控訴し、賃貸人Yからも付帯控訴がなされた。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 本件特約条項による負担額を具体的に算出することは契約時には困難である。
- (2) 住宅金融公庫法の規定については、賃貸人自身が公庫融資を受けたものではない等により同法違反を理由とする本件特約条項の無効は主張には理由がない。また、賃貸人には宅建業法の規制は及ばない。
- (3) 消費者保護の観点も重要であるが、私法上、私的自治の原則が重要な私法原理であって自己の意思に基づいて契約を締結した以上は、その責任において、契約上の法律関係に拘束されるのが大前提である。
- (4) 契約内容を限定するには、当事者の意思自体が当該条項に限定的な意味を与えたに過ぎないと認められる場合、契約条項の文言から限定解釈が可能である場合、当該契約関係が私的自治の原則を覆滅させてでも修正されなければならないほど不合理・不平等な結果をもたらすものであり、強行法規や公序良俗違反という一般条項の適用が可能な場合でなければならない。

- (5) 本件特約条項が公序良俗に反するとは認めがたく、特約条項が自然損耗分を含まないと解釈するのは困難であり、本件特約条項は拘束力を持つといわざるを得ない。
- (6) 以上から、賃借人Xの控訴は理由がないとして棄却し、賃貸人Yの付帯控訴に基づき原判決の賃貸人Yの敗訴部分を取り消した。

\*他にオフィスビルの賃貸借において、賃借人には「原状回復条項に基づき、通常の使用による損耗、汚損をも除去し、賃借当時の状態に原状回復して返還する義務があるというべきである」と判示した、平成12年12月27日東京高等裁判所判決がある。

**[事例 16] 敷引きの特約は有効とされたが修繕費用は通常の使用による自然損耗分を除く 7 万円  
余に減額された事例**

神戸地方裁判所判決 平成14年6月14日

[敷金 70 万円 返還 34 万 7655 円 (敷引 28 万円)]

**1 事案の概要 (原告：賃借人X 被告：賃貸人Y)**

賃借人Xは、平成7年7月、賃貸人Yと月額賃料7万円余とする賃貸借契約を締結し、敷金70万円(敷引金28万円)を差し入れた。

本件契約においては、敷金の返還等として、「賃貸人は、本契約が終了し、賃借人が賃貸人に対し本件建物の明け渡し及び本件契約に基づく債務の履行を完了した後1か月以内に、敷引金28万円を控除した残額を賃借人に返還するものとする。」「賃借人に債務の不履行があるときは、賃貸人は、何時にても、敷金を前提の返還金額の限度内でその弁済に充当することができる。ただし、賃借人からこの充当を請求することはできない。」と約定されていた。

賃借人Xは、平成12年12月、本件契約を賃貸人Yと合意解除し本件建物を賃貸人Yに明け渡した。賃貸人Yは、その後賃借人Xに対し、敷金から敷引金並びに襖・壁・床の張替え及びハウスクリーニング費用等26万2993円の補修費を控除した15万7007円を返還した。

賃借人Xは賃貸人Yに対し、敷金は本件契約期間における未払賃料や建物を毀損した場合の修理費用等に充当することを予定して預けたもので、本件敷引約定に基づく敷引金28万円の用途及び性質については、本件契約時において何らの説明がなく、契約書にも何らの記載がないから、本件敷引約定は不合理であり無効であるとして、敷金のうち54万2993円(敷金70万円から返還を受けた15万7007円を控除した額)の返還を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

(1) 本件敷引約定の有効性について

① 一般に、建物賃貸借において、敷金ないし保証金の一部を敷引金として、その用途及び性質を明示することなく賃貸人が取得する旨を定めたいわゆる敷引約定はしばしばみられる。

② 敷引約定は、一般的には、賃貸借契約成立の謝礼、賃料の実質的な先払、契約更新時の更新料、建物の自然損耗による修繕に必要な費用、新規賃借人の募集に要する費用や新規賃借人入居までの空室損料等さまざまな性質を有するものにつき、渾然一体のものとして、一定額の金員を賃貸人に帰属させることをあらかじめ合意したものと解される。

③ 敷引約定はそれなりの合理性を有するものと認められるから、その金額が著しく高額であって暴利行為に当たるなどの特段の事由がない限り、その合意は有効である。

④ 本件敷引も、建物の自然損耗による修繕に必要な費用に充てられるものとして、あらかじめ一定額の金員を賃貸人Yに帰属させることを合意したものと認められ、また、その額についても特に著しく高額であるとか、その他これを無効とすべき事由があるとは認められない。

敷引約定は有効な約定と解され賃借人Xの主張は採用できない。

(2) 本件敷金から控除すべき修繕費用について

- ① 一般に賃借人は、通常の使用収益に伴って生ずべき自然損耗は別として、その程度を超えて賃借人の保管義務違反等の責に帰すべき事由によって賃借物を毀損等した場合は、賃借物の返還に際し、これを修復して賃借当初の原状に復すべき義務を負っている。
- ② 賃借人が、賃貸借契約終了後、修理義務のある毀損等の箇所を未修理のまま放置して顧みないときは、賃貸人は、賃借人に対し、その不履行によって生じた損害賠償として修繕費用の支払を求めることができるし、これを敷金から控除してその弁済に充てることができる。
- ③ 賃借人Xが負担すべき修繕費用として敷金から控除できるのは、郵便ポストの取替え費用並びに襖・壁・床の張替え、畳表替え及び清掃費用の一部の合計7万2345円と認定される。
- ④ 以上から、賃貸人Yは賃借人Xに対し、敷金70万円から敷引金28万円、既に返還済みの敷金15万7007円及び修繕費用7万2345円を控除した19万648円の返還義務を負うとした。

## [事例 17] 経過年数を考慮した賃借人の負担すべき原状回復費用が示された事例

東京簡易裁判所判決 平成14年7月9日

[敷金 14 万 2000 円 返還 9 万 3294 円]

### 1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）

賃借人Xは、平成11年3月、賃貸人Yと賃料月額7万1000円で賃貸借契約を締結し、敷金14万2000円を差し入れた。

賃借人Xは、平成13年3月、本件契約を賃貸人Yと合意解除し、本物件を賃貸人Yに明け渡したが、賃貸人Yは賃借人Xに対し、本物件の壁ボードに空けられた穴、その他の修理費及び清掃業者による清掃費用等、原状回復費用として合計24万4100円を支出したとして、賃借人Xに返還すべき敷金14万2000円及び日割戻し賃料1万1774円の合計15万3774円を対等額で相殺した後の残金9万326円の支払を求めて提訴した。

他方、賃借人Xは、敷金の精算に関しては、壁ボードの穴の修理費用のほかは、賃借人Xの負担部分はない、その修理費用は保険の適用を受けて支払うとして、敷金を含む15万3774円の支払を求めて提訴した。

### 2 判決の要旨

これに対して裁判所は、

- (1) 壁ボードの穴については、賃借人Xの過失によるものであることに争いがないので、賃借人Xは修理費用全額1万5000円を負担すべきである。
- (2) 壁ボード穴に起因する周辺の壁クロスの損傷については、少なくとも最小単位の張替えは必要であり、これも賃借人Xが負担すべきである。なお、その負担すべき範囲は約5㎡であり、本件壁クロスは入居の直前に張替えられ、退去時には2年余り経過していたから残存価値は約60%である。そうすると賃借人Xが負担すべき額は、㎡単位1700円に5を乗じた金額の60%である5100円となる。
- (3) 台所換気扇の焼け焦げ等は、賃借人Xの不相当な使用による劣化と認められる。なお、換気扇が設置後約12年経過していることから、その残存価値は新規交換価格の10%と評価される。よって賃借人Xは換気扇取替え費用2万5000円の10%の2500円を負担すべきである。
- (4) 証拠によれば、賃借人Xの明け渡し時に、通常賃借人に期待される程度の清掃が行われていたとは認められず、賃貸人Yが業者に清掃を依頼したことはやむを得ないものと認められる。そして、清掃業者は居室全体について一括して受注する実情に照らせば、賃借人Xは、その全額3万5000円について費用負担の義務がある。
- (5) 以上から、賃借人Xが請求できるのは、返還されるべき敷金及び日割戻し賃料から6万480円（上記の合計及び消費税額）を差引いた9万3294円とした。

## **[事例 18] ペット飼育に起因するクリーニング費用を賃借人負担とする特約が有効とされた事例**

東京簡易裁判所判決 (平成14年9月27日)

[敷金 41 万 7000 円 返還 35 万 7360 円]

### **1 事案の概要 (原告：賃借人X 被告：賃貸人Y)**

賃借人Xは、平成12年4月、賃貸人Yと月額賃料13万9000円で賃貸借契約を締結し、敷金41万7000円を差し入れた。

本件契約書には、「本契約解約時における①室内のリフォーム、②壁・付属部品等の汚損・破損の修理、クリーニング、取替え、③ペット消毒については、賃借人負担でこれらを行うものとする。なお、この場合専門業者へ依頼するものとする。」との特約が付されていた。なお、本物件はペット可であったので、賃借人Xは、居住期間のうち約3か月にわたり、小型犬であるチワワを、ほとんど飼育用のケージ内で飼育していた。

賃借人Xは、平成13年12月、本件契約を賃貸人Yと合意解除し本物件を賃貸人Yに明け渡した。

賃貸人Yは、本件特約等に基づく原状回復費用として、クロス、クッションフロア張替え費用、クリーニング費用等の合計50万745円の支払を求めた。

これに対し賃借人Xは、通常損耗以上の損害を与えた事実はなく、賃借人Xの負担すべき費用はないとして、敷金全額の返還を求めて提訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 通常の建物の賃貸借において、賃借人が負担する「原状回復」の合意とは、賃借人の故意、過失による建物の毀損や通常の使用を超える使用方法による損耗等について、その回復を約定したものであって、賃借人の居住、使用によって通常生ずる損耗についてまで、それがなかった状態に回復することを求めるものではないと解するのが相当である。
- (2) しかし、修繕義務に関する民法の原則は任意規定であるから、これと異なる当事者間の合意も、借地借家法の趣旨等に照らして賃借人に不利益な内容でない限り、許されるものと解される。
- (3) 本件特約のうち、①室内リフォームのような大規模な修繕費用を何の規定もなく賃借人の負担とする合意は、借地借家法の趣旨等に照らしても無効といわざるを得ず、②壁・付属部品等の汚損・破損の修理、クリーニング、取替えについては、前記(1)と同趣旨の原状回復の定め過ぎないと解される。しかし、③ペットを飼育した場合には、臭いの付着や毛の残存、衛生の問題等があるので、その消毒の費用について賃借人負担とすることは合理的であり、有効な特約と解される。
- (4) 以上を前提とすると、①クロスについては、賃借人Xの故意・過失によって破損等の損害を生じさせた事実は認められず、ペット飼育による消毒のためであれば、張替えるまでの必要性は認められない。②クッションフロアには、賃借人Xがつけたタバコの焦げ跡があり、その部分の補修費用3800円及び残材処理費3000円は賃借人Xの負担とするのが相当である。③クリーニングについては、実質的にペット消毒を代替するものと思わ

れ、賃借人負担とする特約は有効と認められるので、その費用全額5万円は賃借人Xの負担とするのが相当である。

(5) 以上から、賃借人Xの負担すべき費用は、合計5万9640円とした。

## **[事例 19] 「50%償却」と「賃借人の負担義務を定めた特約」の規定のあった事例**

名古屋簡易裁判所判決 平成14年12月17日

〔保証金（敷金）47万円 返還19万4050円（敷引23万5000円）〕

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成6年8月、賃貸人Yと期間2年、月額賃料11万240円（共益費、駐車場料含む）で賃貸借契約を締結し、保証金（敷金）として47万円を差し入れた。

本件契約の契約書には、保証金47万円の記載の下に「50%償却」と「修理費実費償却」の記載があるほか、「①「保証金は、本契約の終了により、賃借人Xが本物件を明け渡し、かつ、賃貸人Yの確認を得た後、本契約に基づく未払債務、その他賃借人Xが負担すべきものがあれば、それらを差引いた上、その残額を賃貸人Yの確認の日から30日以内に、賃貸人Yより賃借人Xに返還する。」②「契約終了の場合、賃借人Xは自己の負担において、別表・第1表に掲げる修繕及び、その他賃借人Xの故意、過失による損失、破損、若しくは滅失の箇所の補修、清掃、又本物件に付加した造作、その他の設備等を撤去し、すべてを原状に復して賃貸人Yに明け渡すものとする。」との条項があり、別表・第1表には、項目別の修理種別・修理内容・修理基準の定めがあった。

賃借人Xは、平成14年5月、本契約を賃貸人Yと合意解除し賃借物件を賃貸人Yに明け渡したが、賃貸人Yが賃借人Xに対し、本契約には①及び②の特約があり、②の特約に基づき賃借人Xの負担となるリフォーム費用が52万7572円となるので返還すべき敷金の残額は無いと主張したため、賃借人Xは、敷金47万円のうち償却分を控除した23万5000円の返還を求めて提訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃貸借契約においては、賃借人の使用、収益に伴う賃貸目的物の自然の損耗や破損の負担は、本来賃貸人の負担に属するものである。しかし、賃貸人の義務を免れ、あるいは、これを賃借人側の負担とすることは、私的自治の原則からもとより可能である。

特約のない場合の原状回復の限度としては、賃借人が付加した造作の取去、賃借人が通常の使用の限度を超える方法により賃借物の価値を減耗させたときの復旧費用については、賃借人が負担する必要があるが、賃借期間中の年月の経過による減価分、賃貸借契約で予定している通常の利用による価値の低下分は、賃貸借の本来の対価というべきものであって、その減価を賃借人に負担させることはできないものと考えられる。

- (2) 特約②が賃借人の負担義務を定めた特約にあたるか。

特約②の引用する別表・第1表の内容としては、入居者の入居中の日常使用にあたって、修理を必要とする場合の費用の負担者を賃借人と規定し、この基準を退去時にも引用してその義務の内容としているものであると解される。したがって、入居中に賃借人が修理をする必要のないような項目について、退去するにあたって突然賃借人に修理の義務が発生するという内容であるとまではいえない。特約②は、「その他の故意、過失による汚損、破損、若しくは滅失の箇所の補修」等を賃借人の原状回復義務のある範囲

として定め、その前半の「別表・第1表に掲げる修繕」は例示的に掲げられているに過ぎないものと解され、敷金の償却費として50%の差引きがあることも併せ考えると、契約終了時の賃借人の一般的な原状回復義務を規定したものであり、賃借人の負担義務を定めた特約と考えることはできない。

- (3) 賃貸人としては、賃借人の退去に際し、通常の使用による減耗、汚損等も賃借人の負担で改修したいのであれば、契約条項で明確に特約を定めて、賃借人の同意を得た上で契約すべきものであるが、通常の使用による減耗、汚損等の原状回復費用も別途負担することについての明確な合意の存在も認められない。
- (4) 賃借人Xが負担すべき本件貸室の原状回復費用は、①キッチン上棚取手取付け費用1000円、②排水エルボー費3000円、③室内清掃費3万5000円と消費税の合計4万950円であることが認められる。
- (5) 以上から、賃貸人Yの請求は、賃貸人Yが賃借人Xに対し支払うべき敷金23万5000円から賃借人Xが賃貸人Yに支払うべき原状回復費用4万950円を差引いた19万4050円の支払を求める限度で理由があるとした。

**[事例 20] 過失による損傷修復費用のうち経年劣化を除いた部分が賃借人の負担すべき費用とされた事例**

東大阪簡易裁判所判決 平成15年1月14日

[敷金 27 万 9000 円 返還 21 万 9092 円]

**1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）**

賃借人Yは、平成9年5月、賃貸人Xと月額賃料9万3000円で賃貸借契約を締結し、敷金として27万9000円を差し入れた。

本件賃貸借契約書には、「畳の表替え又は裏返し、障子又は襖の張替え、壁の塗替え又は張替え等は賃借人の負担とする。」旨の条項があった。

賃借人Yは、平成14年1月、本件賃貸借契約の解約を申し出、同年2月、本件物件を明け渡した。ところが、賃借人Yの退去後の本件物件には、壁クロスに多数の落書き・破損、ビス穴等があり、また、床カーペットには多数の汚損があった（貸主Xの主張）ことから、賃貸人Xは、その原状回復の費用として35万6482円を要するとして、延滞賃料等5万6588円との合計額を敷金返還債務と対当額で相殺すると差し引き13万4070円が不足するとして、賃借人Yに支払を求めたが、これを拒まれたため、提訴に及んだ。

これに対し、賃借人Yは、反訴を提訴し、賃借人Yには本物件をリフォームして新築時と同様になる様にクロスやカーペットの張替え、畳の表替えなどをすべき義務はなく、賃借人Yの負担すべき費用は、壁クロスのうち、子供が落書きした11㎡部分のみである。そして、入居時新品であったクロスでも、57か月経過後の退去時には、残存価額は28.75%になるから、クロスの㎡単価1050円に11㎡を乗じた後の28.75%である3320円が賃借人Yの負担すべき費用であると主張して、賃貸人Xに対し、敷金から賃借人Yの負担部分及び延滞賃料等を控除した残額21万9092円の返還を求めた。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃借人Yの自認する過失（子供の落書き）による損害及び争いのない延滞賃料等を除くと、賃貸人Xが原状回復費用として請求する金額は、経年変化及び通常使用によって生ずる減価の範囲のものと認められる。
- (2) 以上から、賃貸人Xの請求は理由がなく、賃借人Yの請求には理由があるとして賃借人Yの請求を全面的に認めた。

**[事例 21] 賃貸人は敷金の精算は管理会社に一任されると主張したが敷金から控除されるべき費用はないとされた事例**

神戸簡易裁判所判決 平成15年4月10日

[敷金 24 万 6000 円 返還 17 万 226 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、平成10年8月、賃貸人Yと月額賃料8万2000円で賃貸借契約を締結し、敷金24万6000円を差し入れた。

賃借人Xは、平成11年8月27日、本契約を賃貸人Yと合意解除し賃貸物件を賃貸人Yに明け渡したが、賃貸人Yは賃借人Xに対し、平成11年7月までの賃料を受領したのみであるとして、8月分の日割賃料・共益費7万8300円を敷金から控除するとした。更に、賃貸人Yは、賃借人Xが本件建物から退去する際は、30日前までに申し出たうえ、修繕費の査定のための検査を受ける義務があるのに、その検査を受けていないうえ、ルームチェックに立ち会うべきであるのに、立ち会っておらず、その場合はルームチェック清算を管理会社に一任するとされており、管理会社に修繕を依頼し、敷金全額の24万6000円を修繕費用に充当した。

これに対して、賃借人Xは敷金全額の返還を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃貸人Yは、平成11年7月までの賃料を受領したのみで、同年8月1日以降の賃料・公益費の支払を受けていないことが認められる。したがって、賃貸人Yは本件の敷金から賃借人Xが本件建物を明け渡した平成11年8月27日までの日割賃料・共益費7万5774円を控除することができる。
- (2) 賃貸人Yにおいて本件敷金から控除すべき費用の項目、金額について具体的な主張が全くないので、本件敷金から控除すべき費用はないものとせざるを得ない。
- (3) 以上から、賃借人Xに対する、本件敷金24万6000円から日割賃料・共益費7万5774円を控除した17万226円の返還を認めた。

## **[事例 22] 設備使用料等の合意が、公序良俗に反し無効とされた事例**

大津地方裁判所判決 平成16年2月24日

[敷金 21 万 3000 円 返還 21 万 3000 円]

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、賃貸人Yと平成6年5月、月額賃料7万1000円で賃貸借契約を締結し、敷金として21万3000円を差入れた。同日、賃借人Xは賃貸人Yに「設備協力金」名目で15万円を支払い、平成8年5月と平成10年5月の更新の際に「設備使用料」名目で各15万円を支払い、平成12年10月10日に賃借人Xが賃貸人Yに本件物件を明け渡した。

本件契約書には、自然損耗による修繕費を負担するとの特約が付され、賃貸人Yは特約に基づき27万9980円の補修等の費用を主張し、敷金21万3000円を差引いた6万6980円の支払いを賃借人Xに請求した。

これに対して、賃借人Xは修繕費負担特約について合意が不成立である、公庫法及び公序良俗違反無効であることを主張して敷金の返還を求め、併せて、設備協力金ないし設備使用料の徴収が公序良俗違反無効であることを主張して同名目に基づく支払金を不当利得であるとして返還を求めて提訴した。

これに対して、賃貸人Yは設備使用料は冷暖房機の使用の対価であり、公庫法が禁止する「権利金・謝金等の金品」に当たらず、承諾書の差入れ等で合意があり、公序良俗違反にも当たらないと争った（なお、本件は賃借人X以外の4名の原告の賃貸人Yに対する同様の請求が併合された案件である）。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 修繕費負担特約について、当該特約が許されるのは民法及び借地借家法に抵触しない限りであるとして、特約が有効とされる場合の要件として、①特約の必要性があり、かつ暴力的でないなどの客観的・合理的理由が存在すること、②賃借人が特約によって通常の原状回復義務を超えた修繕等の義務を負うことについて認識していること、③賃借人が特約による義務負担の意思表示をしていることが必要であるとして、本件で契約締結時に具体的な説明がなく、合意の成立を認めることができないとした。
- (2) 設備使用料の徴収については、公庫法が権利金・礼金及び更新料といった金員の徴収を禁止しており、本件設備使用料等の支払の合意が公庫法 35 条、同法施行規則 10 条で禁止されている賃借人の不当な負担に該当する。しかし、同法に違反した契約の効力が直ちに否定されず、その約定が同法等の規制を逸脱することが著しく、公序良俗規定や信義則に照らして社会的に容認しがたいものである限り、かつその限度で司法上の効力が否定されるとし、本件徴収金が公庫が指導している金額の約倍程度となり、著しく高額な使用料を徴収していることから、その合意の全体が公序良俗に反し無効である。
- (3) 以上から、賃借人Xの敷金返還及び設備使用料等の不当利得請求を認めた。

**[事例 23] 本件敷引特約は消費者契約法 10 条により無効であり、また、賃借人は見えるところの結露は拭いており、カビの発生に賃借人の過失はないとされた事例**

枚方簡易裁判所判決 平成17年10月14日

[敷金 25 万円 返還 25 万円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xと賃貸人Yらは、平成16年3月28日本件建物につき、期間1年、賃料月額金7万8000円で賃貸借契約を締結し、賃借人Xは賃貸人Yらに対し、保証金（敷金）25万円を交付した。本件賃貸借契約には敷引金25万円の記載があった。

本件賃貸借契約は、賃借人Xの申し入れにより、平成16年12月13日をもって中途解約された。

賃借人Xは、賃貸人Yらには債務不履行があるとして、敷金25万円の返還を求めて訴えを提起した。これに対し、賃貸人Yらは、1か月分の解約予告金が未払いであること、本件建物には賃借人Xの過失によるカビ・異臭が発生しており、その損害金があるとして、賃借人Xに対して反訴を提起した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 本件敷引特約は、民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定であり、消費者の義務を加重するものである。また、本件敷引特約は賃貸人の有利な地位に基づき、一方的に賃借人に不利な特約として締結されたものであり、民法1条2項に規定する基本原則に反しており、消費者の利益を一方的に害するものであることは明らかである。よって、本件敷引特約は消費者契約法10条の要件を充たしており、無効である。
- (2) 本件建物のカビは、結露が主たる原因である。本件建物の設備を検討すると、本件建物の結露の発生は建物の構造上の問題と認められる。
- (3) 結露の発生が建物の構造上の問題と認められた場合、結露の発生に気付いていた賃借人Xにカビが発生するについて過失があったかについては、本件では、目に見えるところにはカビが残っていないため、賃借人Xは、結露に気付いたときにはその都度拭いていたと認められる。したがって、賃借人Xは、共働き家庭の日常生活を送っていたのであり、カビの発生につき賃借人Xに過失があったとは認められない。
- (4) 本件建物のカビの発生は建物の構造上の問題であり、そこに住む者にとっては、健康上、財産上の深刻な問題であり、賃貸人は最善の方法を尽くすべきである。賃貸人は、賃借人が快適な生活を送れるように賃貸した建物を維持すべき義務があると考えられるので、それが履行されない以上、賃貸人の債務不履行と解すべきである。
- (5) 鍵交換代は、賃借人Xには負担義務のない費用である。
- (6) 以上から、賃借人Xが負担すべき費用はないとして、賃貸人Yに対して敷金の返還を命じた。

## **【事例 24】 通常損耗に関する補修費用を賃借人が負担する旨の特約が成立していないとされた事例**

最高裁判所第 2 小法廷判決 平成 17 年 12 月 16 日

一審・大阪地方裁判所判決 平成 15 年 7 月 16 日

控訴審・大阪高等裁判所判決 平成 16 年 5 月 27 日

[敷金 35 万 3700 円のうち未返還分 30 万 2547 円の請求を棄却した控訴審を破棄差戻し]

### **1 事案の概要（原告：賃借人 X 被告：賃貸人 Y）**

賃借人 X は、賃貸人 Y との間で平成 10 年 2 月 1 日、本件住宅（特定優良賃貸住宅の促進に関する法律に基づく優良賃貸住宅）を賃料月額 11 万 7900 円とする旨の賃貸借契約を締結し、その引渡しを受ける一方、敷金 35 万 3700 円を賃貸人 Y に交付した。本件契約書 22 条 2 項は、賃借人が住宅を明け渡すときは、住宅内外に存する賃借人又は同居人の所有するすべての物件を撤去してこれを原状に復するものとし、本件負担区分表に基づき補修費用を賃貸人の指示により負担しなければならない旨（本件補修約定）を定めている。賃借人 X は、本件負担区分表の内容を理解している旨記載した書面を提出している。

賃借人 X は、平成 13 年 4 月 30 日に本件契約を解約し、賃貸人 Y に対し、本件住宅を明け渡した。賃貸人 Y は、賃借人 X に対し、本件敷金から本件住宅の補修費用として通常の使用に伴う損耗（通常損耗）についての補修費用を含む 30 万 2547 円を差引いた残額を返還した。賃借人 X が未返還分の敷金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて訴えを提起したところ、原審は賃借人 X の請求を棄却したため、上告がなされた。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 建物の賃貸借においては、賃借人が社会通念上の使用をした場合に生ずる賃借物件の劣化又は価値の減少を意味する通常損耗に係る投下資本の減価の回収は、通常、減価償却費や修繕費等の必要経費分を賃料の中に含ませてその支払いを受けることにより行われている。
- (2) 賃借人に通常損耗についての原状回復義務を負わせるのは、賃借人に予期しない特別の負担を課すことになるから、賃借人に同義務が認められるためには、少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約（通常損耗補修特約）が明確に合意されていることが必要であると解するのが相当である。
- (3) 原状回復の特約である本契約書 22 条 2 項自体において通常損耗補修特約の内容が具体的に明記されているということとはできない。本件負担区分表についても、文言自体から、通常損耗補修特約の成立が認められるために必要なその内容を具体的に明記した条項はない。説明会においても通常損耗補修特約の内容を明らかにする説明はなかった。
- (4) 以上から、賃借人 X は、本件契約を締結するに当たり、通常損耗補修特約を認識し、これを合意の内容としたものということとはできないから、本件契約において、通常損耗補修特約の合意が成立しているということとはできないというべきである、として原判決を破棄し、原審に差戻した。

## **[事例 25] 本件敷引特約は、消費者契約法 10 条により無効であるとされた事例**

西宮簡易裁判所判決 平成19年2月6日

〔敷金 80 万円 返還 79 万 4831 円〕

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xと賃貸人Yとは、平成16年3月22日本件建物につき、賃料月額13万5000円、契約期間2年、敷金（保証金）80万円、解約時敷引金50万円として本件賃貸借契約を締結し、賃借人Xは賃貸人Yに対して、敷金80万円を交付した。

賃借人Xは、1か月以上前に解約を予告したうえ、平成17年6月末日、本件建物を賃貸人Yに明け渡した。

賃借人Xは、本件敷引特約は消費者契約法10条により無効であるとして、敷金80万円等の返還を求めて訴えを提起した。賃貸人Yは、本件敷引特約は有効であるとして、返還すべき敷金は、敷引金、原状回復費用（賃借人の故意または過失による傷がある洗面台と、一体であるミラーキャビネットの入れ替え工事の費用）及び水道料金立替金を控除した残額であると主張して争った。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃貸人Yが営む不動産賃貸業が本業か副業かに関わらず、法人である賃貸人Yは消費者契約法における「事業者」である。賃借人Xは事業としてまたは事業のために契約したものでないことは明らかであり、消費者契約法上の「消費者」である。不動産仲介業者を通じて賃貸借契約が締結されても変わりはなく、本件賃貸借契約には消費者契約法が適用される。
- (2) 本件敷引特約は、敷引金は敷金の約62.5%、毎月の賃料の約3.7倍であること、賃貸借契約期間の長短や契約終了事由にかかわらず、また、損害の有無にかかわらず無条件で当然に差し引かれるものであり、賃借人Xに一方的で不当に不利な内容である。したがって、本件敷引特約は、消費者契約法10条に該当し無効である。
- (3) 洗面台については、賃借人Xが入居した時点で既にある程度の経年期間があったと考えられ、線状の傷は認められるものの、その深さや長さは明確ではなく、賃借人Xが故意又は過失により洗面台に傷をつけたとまでは言えない。
- (4) 以上から、敷金80万円のうち、賃貸人Yが立替払をしていた水道料金5169円を控除した金79万4831円の返還を賃貸人Yに対して命じた。

**[事例26] カビの発生は賃借人の手入れに問題があった結果であるが、経過年数を考慮するとクロスの張替えに賃借人が負担すべき費用はない、との判断を示した事例。**

川口簡易裁判所判決 平成19年5月29日

[敷金 13万8000円 返還 11万1330円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、昭和63年1月20日、本件建物につき訴外会社と賃貸借契約を締結し、2年毎に合意更新した（更新料は新賃料の1か月分）。賃貸人Yは、平成14年12月4日、訴外会社から本件建物を買い受けて本件賃貸借契約の賃貸人の地位を承継した。

平成15年12月21日、賃借人Xは賃貸人Yとの間で、賃料月額6万9000円、期間2年、敷金13万8000円、更新料は新賃料の1か月分として、更新契約を締結した。

その後、本件賃貸借契約は平成17年12月頃に合意更新され、平成18年4月30日、合意により終了し、賃借人Xは同日、賃貸人Yに対して本件建物を明け渡した。

賃借人Xは、本件敷金のうち、賃借人Xが負担すべき原状回復費用1050円を控除した13万6950円の返還と、消費者契約法10条により無効である更新料支払特約に基づいて支払った2回分の更新料合計金額13万8000円の支払いを求めて訴えを提起した。賃貸人Yは、賃借人Xの善管注意義務違反の使用方法及び喫煙により本件建物を汚損・毀損し、原状回復費用のうち賃借人Xは、22万420円を負担すべきであるので返還すべき敷金はないこと、更新料支払特約は有効であること等を主張して争った。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃借人Xは、本件建物を18年以上の間賃借していたものであり、その間、一度も内装の修理、交換は行われておらず、和室畳が汚損・破損しており、襖や扉にタバコのヤニが付着して黄色く変色していても、時間の経過に伴って生じた自然の損耗・汚損というべきである。
- (2) 各部屋のカビは、賃借人Xの部屋の管理及びカビが発生した後の手入れに問題があった結果でもある。しかし、経過年数を考慮すると、クロスに関しては、賃借人Xの負担すべき原状回復費はないとするのが相当である。
- (3) 天井塗装及び玄関扉のサビ、クロス下地のボード等に関しては、費用の20%を残存価値として賃借人Xの負担すべき額とするのが相当である。
- (4) 和室の窓のカビ防止シールを剥がすために要した費用の負担（1050円）は賃借人Xも認めている。
- (5) この他、更新料支払の合意は消費者契約法10条に反して無効であるとはいえない。
- (6) 以上から、敷金から2万6670円を控除した11万1330円の支払を賃貸人Yに対して命じた。

**[事例 27] 通常損耗を賃借人の負担とし、解約手数料を賃借人の負担とする特約が消費者契約法により無効とされた事例**

京都地方裁判所判決 平成19年6月1日

[敷金 20 万円 返還 20 万円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：貸貸人Y）**

賃借人Xは、貸貸人Yと平成12年5月、月額賃料4万1000円で賃貸借契約を締結し、保証金20万円を差入れた。

本件契約書には、賃借人が本件契約を解約した場合に解約手数料として賃料の2か月相当額を支払う旨の特約（解約手数料特約）と、本件物件の汚破損、損耗又は附属設備の模様替えその他一切の変更について、賃借人が負担するとの特約（原状回復特約）が付された。

本件契約は平成14年6月に更新された後、賃借人Xが平成16年4月20日に解約申入れをして終了し明け渡したが、貸貸人Yは本件特約条項に基づき、解約手数料として4万4000円、原状回復費用として9万9780円を、その他清掃代として3万円を保証金から差引く旨通知した。

これに対して、賃借人Xは本件特約がいずれも消費者契約法等に反して無効であり、清掃については特に汚損をしていないこと等を理由に負担しないと主張し、保証金の返還を求めて提訴した。

一審（京都簡易裁判所）は、賃借人Xの請求を認めたが、貸貸人Yはこれを不服として控訴し、併せて、未払更新料4万1000円の反訴請求がなされた。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 解約手数料特約について、本件契約の終了により本件物件が空室となることによる損失を填補する趣旨の金員を解して中途解約に伴う違約金条項と解釈して、本件契約が解約申入れから45日間継続するとされていることを指摘し、本件中途解約による損害が貸貸人Yに生じるとは認められず、消費者契約法9条1号により無効であるとした。
- (2) 原状回復特約については、本件契約が平成14年6月1日に更新されていることから、消費者契約法の適用があることを指摘し、通常の使用による損耗に対する原状回復費用を賃借人の負担とする部分は、賃借人の義務を加重し、信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するものであるから、消費者契約法10条により無効であるとした。
- (3) 以上から、トイレ・エアコン・キッチン等の清掃費用については、賃借人Xには通常の使用による損耗を原状回復する義務はないとした。

## **[事例 28] 敷引特約が、消費者契約法に反し無効とされた事例**

奈良地方裁判所判決 平成19年11月9日

〔敷金 40 万円 返還 26 万 2729 円〕

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、賃貸人Yと平成14年7月、月額賃料4万5000円で賃貸借契約を締結し、敷金として40万円を差入れた。

本件契約書には、敷金について、明け渡しの1か月後に20万円を差引いて返還するとの特約が付された。

賃借人Xは、平成17年8月15日に本件物件を明け渡したが敷引特約が消費者契約法に違反し無効であるとして、敷金40万円から毀損したことを認めている部分を差引いた39万8425円の返還を求めた。

これに対して、賃貸人Yは敷金以上の原状回復費用を要したとして、その費用相当額から敷金（敷引部分を除く）を控除した46万8745円の損害賠償の反訴請求をして争った。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 敷引特約について、賃貸借契約においては、賃借人に債務不履行があるような場合を除き、賃借人が賃料以外の金銭の支払を負担することは法律上予定されておらず、奈良県を含む関西地方において敷引特約が事実たる慣習として成立していることを認めるに足りる証拠もなく、民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の権利を制限するものというべきである。自然損耗についての必要費を賃料により賃借人から回収しながら、さらに敷引特約によりこれを回収することは、賃借人に二重の負担を課すことになり、同特約が敷金の50%を控除するもので、賃借人Xに大きな負担を強いるものであることを指摘して、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであると判断せざるを得ないとして消費者契約法10条に違反し無効であるとした。
- (2) 賃貸人Yの損害賠償請求については、賃借人Xの通常の使用を超える使用部分について、経過年数を考慮した範囲で敷金から13万735円（消費税別）を差引くことを認めた。
- (3) 以上から、賃借人Xは敷金の一部が認容され、賃貸人Yの反訴請求は棄却された。

## **[事例 29] 保証金解約引特約が消費者契約法 10 条により無効とされた事例**

京都簡易裁判所判決 平成20年8月27日

〔敷金 50 万円 返還 32 万 177 円〕

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、賃貸人Yと平成14年6月、月額賃料10万円で賃貸借契約を締結し、保証金50万円を差入れた。

本件契約書には、保証金解約引として40万円を保証金から差引く旨の特約が付された。

本件契約は平成16年と18年に更新された後、平成19年3月31日に賃借人Xが賃貸人Yに本物件を明け渡し、保証金50万円の請求をしたが、賃貸人Yは、本件特約が付されていること等から保証金の返還を拒んだため、賃借人Xは、本件特約が消費者契約法に違反し無効であるとして保証金50万円の返還支払を求めて提訴した。

これに対して、賃貸人Yは部屋一つを貸しているだけで事業者ではなく消費者契約法が適用されない、解約引は京都での慣習である等として特約が有効であること、契約から5年後の消費者契約法の主張が権利の濫用である等と争った。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 個人がその所有不動産を継続して賃貸することは「事業」にあたり、その個人が不動産業者ではなく、一つの部屋を貸す場合であっても同様であり、消費者契約法にいう「事業者」に該当する。
- (2) 保証金解約引特約については、保証金 50 万円の内 40 万円については債務不履行がなくとも返還しないとするものであるから、民法の規定に比べて消費者の権利を制限し、同法 1 条 2 項が定める信義則に反する。解約引率 8 割が京都の慣習と認めるに足りる証拠はない。
- (3) ベランダは本件物件の一部であり、玄関ドアに付けられたポスト、浴槽、浴槽のフタ、排水口のチェーン、襖の棧、クッションフロア及びじゅうたんの修繕費用、購入費用についてはその経過年数を考慮すべきである。4年10か月の入居期間を考慮すると、修繕費用等については見積額の1割を負担させるのが相当である。
- (4) 以上から、賃借人Xの善管注意義務違反として自然損耗以外のものについてだけ保証金から差引くことを認め、保証金解約引特約の効力は否定した。

**[事例 30] 通常損耗補修特約は合意されたとはいえ、仮に通常損耗補修特約がなされていたとしても、消費者契約法 10 条に該当して無効とされた事例**

東京地方裁判所判決 平成 21 年 1 月 16 日

[敷金 43 万 6000 円 返還 43 万 6000 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人 X 被告：賃貸人 Y）**

賃貸人 Y は、賃借人 X に対し平成 18 年 10 月 1 日ころ、本件居室につき、賃料月額 21 万 8000 円、共益費月額 2 万 3000 円、期間 2 年間（ただし 10 か月程度の仮住まい）との約定で賃貸した。賃借人 X は、敷金として金 43 万 6000 円を賃貸人 Y に交付した。

本件賃貸借契約には、賃借人の原状回復として入居期間の長短を問わず、本件居室の障子・襖・網戸の各張替え、畳表替え及びルームクリーニングを賃借人の費用負担で実施すること（第 19 条 5 号）、退去時の通常損耗及び経年劣化による壁、天井、カーペットの費用負担及び日焼けによる変化は負担割合表によることとし、障子・襖・網戸・畳等は消耗品であるため居住年数にかかわらず張替え費用は全額賃借人の負担となること（第 25 条 2 項、負担割合表）という規定があった。

賃借人 X は平成 19 年 4 月末ころ、同年 5 月 30 日限りで本件賃貸借契約を解約する旨を賃貸人 Y に対して通知し、同年 5 月 30 日に本件居室を明け渡した。賃貸人 Y は賃借人 X が負担すべき原状回復費用は 48 万円 3000 円であるとして、敷金を返還しなかったため、賃借人 X が敷金の返還等を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 最高裁判所平成 17 年 12 月 16 日判決（事例 24 参照）を引いた上で、
- (2) 原状回復についての本件賃貸借契約 19 条 5 号は、本件居室に変更等を施さずに使用した場合に生じる通常損耗及び経年変化分についてまで、賃借人に原状回復義務を求め特約を定めたものと認めることはできない。また、修繕についての本件賃貸借契約 25 条 2 項・借主負担修繕一覧表等によっても、賃借人において日常生活で生じた汚損及び破損や経年変化についての修繕費を負担することを契約条項によって具体的に認識することは困難である。さらに、原状回復に関する単価表もなく、畳等に係る費用負担を賃借人が明確に認識し、これを合意の内容としたことまでを認定することはできない。よって、通常損耗補修特約が合意されているということとはできない。また、敷金とは別に礼金（月額賃料の 2 か月分）の授受があるにもかかわらず、賃借人が本件居室を約 8 か月使用しただけで、その敷金全額を失うこととなることについて、客観的・合理的理由はない。
- (3) 仮に形式的な通常損耗補修特約が存するとしても、通常損耗補修特約は民法の任意規定による場合に比し、賃借人の義務を加重している。また、本件の通常損耗補修特約は賃借人に必要な情報が与えられず、自己に不利であることが認識されないままなされたものであり、しかも賃貸期間が約 8 か月で特段の債務不履行がない賃借人に一方的に酷な結果となっており、信義則に反し賃借人の利益を一方的に害しており、消費者契約法 10 条に該当し、無効である。
- (4) 以上から、賃借人 X の請求を認めた。

## **[事例 31] 賃借人が負担すべき特別損耗の修繕費用につき、減価分を考慮して算定した事例**

神戸地方裁判所尼崎支部判決 平成21年1月21日

[敷金 31 万 1000 円 返還請求 28 万 3368 円のうち、25 万 3298 円]

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、賃貸人Yとの間で平成12年2月1日、本件住宅につき平成12年2月1日から平成13年3月31日まで（期間満了日の6か月前までに双方の異議がなければ、家賃及び敷金を除き、同一条件でさらに1年間延長されたものとし、以後この例による）、賃料月額11万7000円、共益費月額8000円、敷金31万1000円とする賃貸借契約を締結し、賃貸人Yに対して敷金を交付した。

賃借人Xは、平成19年6月ころ、賃貸人Yに対し、本件賃貸借契約の解約を通知し、同年7月3日、本件住宅を明け渡した。賃借人Xと賃貸人Yは、7月1日から3日までの日割賃料5992円を敷金から控除することを合意した。賃貸人Yは本件住宅の住宅復旧費（タバコのヤニの付着によるクロスの張替え、床の削れ補修）28万3368円についても敷金から控除し、賃借人Xに対して敷金残金として6万1640円を返還した。これに対して、賃借人Xは住宅復旧費として控除された28万3368円分の敷金の返還を求めて提訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃借人は、通常損耗について原状回復義務を負うとの特約がない限り、特別損耗（「通常損耗」を超える損耗）についてのみ原状回復義務を負うと解するのが相当である。
- (2) 賃借人が賃貸借契約終了時に賃借物件に生じた特別損耗を除去するための補修を行った結果、補修方法が同一であるため通常損耗をも回復することとなる場合、当該補修は、本来賃貸人において負担すべき通常損耗に対する補修をも含むこととなるから、賃借人は、特別損耗に対する補修金額として、補修金額全体から当該補修によって回復した通常損耗による減価分を控除した残額のみ負担すると解すべきである。
- (3) 本件クロスの変色は喫煙によるタバコのヤニが付着したことが主たる原因であり、クロスの洗浄によっては除去できない特別損耗である。本件変色の補修はクロスの全面張替えによるしかないが、賃借人Xは補修金額としてクロスの張替え費用から本件クロスの通常損耗による減価分（減価割合 90%）を控除した残額を負担することとなる。
- (4) 床の削れが特別損耗であることは争いがなく、その補修方法はタッチアップによる方法が相当である。この補修では、賃借人Xによる毀損部分（特別損耗）のみの補修となるため、賃借人Xがその全額を負担すべきである。
- (5) 本件賃貸借契約上、本件住宅内での喫煙は禁止されていないから、賃借人夫婦が本件住宅内で喫煙したこと自体は善管注意義務違反とはならない。タバコのヤニの付着については管理について善管注意義務違反が認められる余地があるものの、これによって賃貸人に生じる損害は、上記の賃借人が負担すべき補修金額と同額であるというべきである。
- (6) 以上から、敷金残金25万3298円の返還を認めた。

**[事例 32] 庭付き一戸建て住宅につき、草取り及び松枯れについての善管注意義務違反があったとして、賃借人の費用負担を認めた事例**

東京簡易裁判所判決 平成 21 年 5 月 8 日

[敷金 12 万円 返還 6 万円]

**1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）**

賃貸人Xは、平成16年8月8日、賃借人Yとの間で、庭付き一戸建て住宅（敷地90坪、建物109.3㎡）について、賃貸期間2年間、賃料12万円、敷金12万円、礼金12万円という条件で賃貸借契約を締結した。

賃貸借契約は平成19年6月11日限りで終了し、賃借人Yが賃貸人Xに明け渡した。

賃貸人Xは、本件敷地である庭の植栽は、被告入居時は十分に手入れがされていたのに、賃借人Yの管理不十分により荒れ果てており、特に門かぶりの松は枯れていたとして、賃借人Yに対して庭の修復費用として48万8350円（高木剪定作業等費用20万5800円、雑草・除草及び刈取り処分費用3万2550円、枯れた松と同程度の松の植替え費用25万円）から敷金12万円を充当・控除した残額36万8350円の費用の支払いを求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 本件のような庭付き一戸建て物件の賃貸借契約においては、庭及びその植栽等も建物と一体として賃貸借の目的物に含まれると解するのが当事者の合理的意思に合致するというべきであり、賃借人Yら（Y及びYの妻）は本件賃貸物件の敷地・庭の植栽についても、信義則上、一定の善管注意義務を負うと解するのが相当である。
- (2) 庭の植栽の剪定をしなかったことについては、敷地・庭の植栽の管理方法についての具体的な合意・約定がないこと、仲介業者から基本的には植栽は刈らないようにとの説明を受けていたこと、植栽の剪定・養生にはこれに関する一定の知識経験が必要と解されるが、賃借人Yらには知識経験はほとんどなかったこと等に照らせば、剪定をしなかったことを賃借人Yらの善管注意義務違反とみることはできない。
- (3) 草取りの状況については、賃借人Yらの入居前と退去後の庭の草の状況を比較すると、退去後は明らかに草が生い茂っている状態であり、一般的な庭の管理として行われるべき定期的な草取りが適切に行われていなかったものと推認されることから、賃借人Yらの善管注意義務違反とみるのが相当である。
- (4) 松枯れについては、松枯れの原因は不明であるが、松の変化の状態に気付き、これを賃貸人Xに知らせて対応策を講じる機会を与えるべき義務があったと解するのが相当であり、これを怠った賃借人Yらには善管注意義務違反があったと認めるのが相当である。
- (5) 以上から、本件賃貸物件が近隣の賃料相場に比べて安い物件であることも併せ考慮し、賃借人Yは6万円を庭の修復費用の一部として負担するのが相当であるとした。

### [事例 33] 賃借人がハウスクリーニング代を負担するとの特約を有効と認めた事例

東京地方裁判所判決 平成21年5月21日

[敷金 27 万円 返還 12 万 6570 円]

#### 1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）

賃貸人Yは、賃借人Xに対し平成9年9月27日、本件建物（木造モルタル2階建て一戸建住宅）を賃貸し、賃借人Xは賃貸人Yに対し、同日、敷金27万円を交付した。その後平成17年10月6日、本件賃貸借契約は、賃料月額13万円、期間2年（平成17年10月1日から平成19年9月30日まで）、明け渡しをするときは、専門業者のハウスクリーニング代を負担するとの特約（本件特約）を内容として更新された。

本件賃貸借契約の終了にあたり、賃借人Xは、賃貸借契約は平成19年4月30日に終了し明け渡しを行ったとして、賃貸人Yに対して敷金27万円の返還を求めた。賃貸人Yは、本件特約に基づくクリーニング代、賃借人Xの通常の使用を超える損耗の原状回復のための内装工事費、内装工事終了時までの2か月分の賃料等が敷金から控除されると争った。

賃借人Xが敷金の支払を求める支払督促を申し立てたのに対し、賃貸人Yが異議を申し立てたため訴訟に移行し、原審が賃貸人Yに対して5万372円の支払い等を命じたところ、双方が控訴した。

#### 2 判決の要旨

これに対して裁判所は、

- (1) 最高裁判所平成17年12月16日判決（事例24参照）を引いた上で、
- (2) ハウスクリーニング費用を賃借人の負担とする本件特約は、本件賃貸借契約の更新の際に作成された契約書に明記されており、その内容も、賃借人が建物を明け渡すときは、専門業者のハウスクリーニング代を負担する旨が一義的に明らかといえる。したがって、ハウスクリーニング代は、賃借人Xが負担すべきである。
- (3) 本件特約以外に賃借人の原状回復義務についての特約は存在しないから、賃借人Xは、故意・過失によると認められる通常損耗を超える損耗（特別損耗）についてのみ補修の義務を負う。
- (4) 和室壁面のタバコのヤニによる汚損でクリーニング等によっても除去できない程度に至っている和室壁面、大きく破れている箇所が認められる和室の障子、トイレの扉や下方の汚れ及び、和室の畳の内2枚の黄ばみと黒いシミと茶色のシミは、通常損耗を超えたものと認められる。したがって、和室2室のクロスの張替え費用、和室障子の張替え費用、建具ダイノックシート張替え費用、畳2枚の張替え費用は、本件敷金に充当されるべきである。その他の内装工事費は、本件敷金に充当されるべきものとは認められない。
- (5) 本件における通常損耗を超えた損耗の補修は、通常損耗の補修と同時に行い得るものであるから、平成19年4月30日の賃借人Xの明け渡し時以後、その補修期間に相当する賃料相当損害金を敷金に充当すべき法的根拠はない。
- (6) 以上から、敷金のうちクリーニング代6万3000円と内装工事費8万430円を差し引いた12万6570円の支払いを賃貸人Yに対して命じた。

**[事例 34] 契約終了時に賃借人自ら補修工事を実施しない時は契約締結時の状態から通常損耗を差し引いた状態まで補修すべき費用相当額を賃貸人に賠償すれば足りるとされた事例**

大阪高等裁判所判決 平成21年6月12日

一審・神戸地方裁判所尼崎支部判決 平成21年1月21日

[敷金 40 万円 返還 19 万円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃貸人Yから本件住宅を賃借していた賃借人Xが本件賃貸借契約を解約し本件住宅を明け渡したとして差入れた敷金から任意の返還を受けた金額を除く残額28万3386円の返還を求めて提訴した。これに対して第一審（神戸地裁尼崎支部）は、賃借人Xの請求を一部認容したので賃貸人Yは控訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) クロスのように経年劣化が比較的早く進む内部部材については、特別損耗の修復のためその張替えを行うと、必然的に経年劣化などの通常損耗も修復してしまう結果となり、通常損耗部分の修復費について賃貸人が利得することになり相当ではないから、経年劣化を考慮して、賃借人が負担すべき原状回復費の範囲を制限するのが相当である。
- (2) 賃借人は特別損耗分のみを補修すれば足りるものであるが、施工技術上、賃貸借契約締結時の状態から通常損耗分を差し引いた状態までの補修にとどめることが現実的には困難ないし不可能であるため、通常損耗分を含めた原状回復（クロスでいえば全面張替え）まで行っているものである。したがってこのような補修工事を行った賃借人としては、工事後、有益費償還請求権（民法 608 条 2 項）を根拠に賃貸人に通常損耗に相当する補修金額を請求できるものと解されるから、契約終了時に賃借人自ら補修工事を実施しない時は、契約締結時の状態から通常損耗分を差し引いた状態まで補修すべき費用相当額を賃貸人に賠償すれば足りると解するのが相当であり、「原状回復を巡るトラブルとガイドライン（改訂版）」の見解は上記と同旨の見解に立脚するものである。
- (3) 賃貸人Yはこのような経年劣化考慮説によると減価割合について依拠すべき基準がなく場当たり的な判断になると主張するが、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によるとクロスの耐用年数は6年であり、賃借人Xは7年10か月間本件住宅に居住していたのであるから上記ガイドラインに照らせば通常損耗による減価割合は90%と認めるのが相当である。
- (4) 敷金返還請求権は、相殺のように当事者の意思表示を必要とすることなく賃貸借終了明け渡し時において、延滞賃料等の賃借人の債務と当然に差引計算がされて残額について発生されるので、賃貸人は賃貸借終了明け渡し日の翌日から敷金返還債務の遅滞に陥るといふべきであるので、本件附帯請求の起算日は、明け渡し日の翌日である。
- (5) 以上から、原判決は相当であるとして本件控訴を棄却した。

**[事例 35] 賃貸借契約終了時に敷金から控除された原状回復費用について賃借人の返還請求が一部認められた事例**

東京地方裁判所判決 平成21年7月22日

一審・東京簡易裁判所判決

[敷金 51 万 3000 円 返還 43 万 5510 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xが、賃貸人Yに対して賃貸借契約が終了したことから敷金51万3000円の支払を求めたところ、賃貸人Yが、契約書上「経年以外の部分で乙（入居者のこと）の責めに帰する汚損・破損に関し乙の費用をもって遅滞なく原状回復の措置をとり、本物件を明け渡すものとする」との条項があることから、下記の金額については賃借人Xの責めに帰すべき汚損の原状回復のための費用支出であるから、敷金から控除されるべきと主張した。

そこで賃借人Xが賃貸人Yに対して敷金51万3000円の返還を求め提訴した。

- (ア) フローリング補修張替え（6枚分） 15万円
- (イ) 框戸の取替え 7万5000円
- (ウ) ダン襖片面張替え 3800円
- (エ) LD天井シーリングプレート取付け 5600円
- (オ) 和室畳一畳張替え 1万4000円
- (カ) ビニールクロス張替え 4万円
- (キ) ハウスクリーニング 5万7800円
- (ク) 網戸張替え 1万3000円
- (ケ) 洗面化粧台ボール取替え 7万円
- (コ) UBフタ取付け 9000円

合計43万8200円に消費税2万1910円を加えた46万110円

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 上記費用のうち以下の費用を賃借人Xの負担すべき原状回復費用であると認め、賃貸人Yに対して51万3000円から合計金額7万7490円を控除した43万5510円およびこれに対する遅延損害金の支払を命ずる判決を言い渡した。

(ア) については2枚分5万円、(カ) については半額に相当する2万円、(ウ) については3800円

以上合計7万7490円（消費税込み）

これに対し、賃貸人Yが控訴し、以下のとおりの主張をした。

① (イ) (エ) (オ) (キ) (ク) (ケ) (コ) の費用は賃借人Xが負担すべきである。

②以下の費用については一部でなく全部認められるべきである。

(ア) については2枚分ではなく6枚分。

(カ) としては2万円ではなく4万円。

③その他

外廊下長尺シートの損傷を補修するための費用を賃借人に負担させるべき。

これに対して裁判所は、

- (1) 本件全証拠によっても、(イ)、(エ)、(オ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ) および外廊下長尺シートの補修費用が「経年以外の部分で賃借人の責めに帰する汚損・破損」を補修するための費用であると認めるには足りない。
- (2) (ア)、(カ) についても原判決が認定した範囲を超えて賃借人Xが負担すべきことを認めるに足りない。
- (3) 以上から、原判決は相当であるとして本件控訴を棄却した。

**[事例 36] 清掃費用負担特約並びに鍵交換費用負担特約について消費者契約法に違反しないとされた事例**

東京地方裁判所判決 平成21年9月18日

第一審・武蔵野簡易裁判所判決

[敷金 5 万 6000 円 返還 1 万 7750 円]

**1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃貸人Yは、賃借人Xに対して平成19年5月27日、本件貸室を契約期間2年、賃料月額5万6000円（他に共益費2000円）、敷金5万6000円とし、賃借人Xは賃貸人Yに同日敷金を支払うと共に、本件貸室の鍵交換費用として1万2600円を支払った。

本件賃貸借契約は平成20年2月17日に終了し、賃借人Xは賃貸人Yに対して本件貸室を明け渡したが、賃貸人Yがハウスクリーニング費用2万6250円を負担する特約（清掃費用負担特約）に基づいて敷金から2万6250円を控除し、また、賃貸人Yが入居時に貸室の鍵交換費用1万2600円を負担する旨の特約（鍵交換費用負担特約）に基づいて1万2600円を取得したことから、賃借人Xはこの2つの特約は有効に成立していないか、成立していたとしても消費者契約法10条により無効である、仮に無効でないとしても消費者契約法4条2項により取り消されたと主張してこれらの返還を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 清掃費用負担特約は、合意されていないとして2万6250円の敷金の返還を認める。
- (2) 鍵交換費用負担特約については、成立するとして請求を棄却した。

これに対して賃貸人Yが控訴し、これに対して裁判所は、

- (1) 清掃費用負担特約については、契約書等には賃借人が契約終了時にハウスクリーニング費用2万5000円（消費税別）を賃貸人に支払う旨の記載がいずれにも存在すること、賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書には費用負担の一般原則の説明の後に、「例外としての特約について」と題して、ハウスクリーニング費用として2万5000円（消費税別）を賃借人が支払うことが説明されていること、仲介業者が口頭で説明したことは認められること等からすれば、料金2万5000円（消費税別）程度の専門業者による清掃を行うことが明らかであるから、契約終了時に本件貸室の汚損の有無及び程度を問わず、賃貸人Yが専門業者による清掃を実施し、賃借人Xがその費用として2万5000円（消費税別）を負担する旨の特約は明確に合意されているものといえることができ、特約の合意は成立している。

当該特約は賃借人にとって不利益な面があることは否定できないが、特約は明確に合意されていること、賃借人にとって退去時に通常の清掃を免れることができる面もあること、その金額も賃料月額5万6000円の半額以下であること、本件貸室の専門業者による清掃費用として相応な範囲のものであることからすれば当該特約が賃借人の利益を一方的に害するとまで言うことはできないので、当該特約は消費者契約法10条違反であるとはいえない。

同様に、賃貸人の代理人である業者が賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明の際に当該特

約について「清掃費用は貸貸人が本来負担するものであるが、賃借人に負担をお願いするために特約として記載している」と説明したことが認められることから、消費者契約法 4 条 2 項違反の行為もないので、クリーニング費用についての賃借人 X の請求は認められない。

- (2) 鍵交換費用負担特約については、宣伝用チラシ、重要事項説明書に記載されていること、契約締結時に仲介業者が口頭で説明していること、賃借人 X は鍵交換費用を含めて契約金を支払っていることからすれば鍵交換費用を負担する旨の特約が明確に合意されているものといえることができ、要素の錯誤があったと認めるに足りる証拠もない。

そして、鍵交換費用負担特約は特約そのものが明確に合意されていること、鍵を交換することは前借主の鍵を利用した侵入の防止ができる等賃借人 X の防犯に資するものであること、鍵交換費用の金額も 1 万 2 600 円であって相応の範囲のものであることからすれば、賃借人にとって一方的に不利益なものであるといえることはできないから当該特約は消費者契約法 10 条違反ではない。

また鍵交換費用について、貸貸人が本件ガイドラインに沿った内容と説明したと認めるに足りる証拠もなく、消費者契約法 4 条 2 項違反でもない。

- (3) 以上から、原判決における貸貸人 Y 敗訴部分を取り消した上で賃借人 X の請求を棄却した。

**【事例 37】 更新料特約は消費者契約法 10 条並びに民法第 1 条 2 項に違反せず有効であるとした  
上で通常損耗の範囲について判断した事例**

東京地方裁判所判決 平成21年11月13日

[敷金66万4000円 返還64万7701円]

**1 事案の概要（原告：賃貸人X 被告：賃借人Y）**

賃借人Yは、訴外Aとの間で平成16年2月13日に、本件建物を月額賃料33万2000円、敷金66万4000円、契約期間2年で賃貸借契約を締結し、同日、駐車場を月額3万円、トランクルームを月額1万円で同じ期間で契約を締結し、その後平成18年1月16日に本件賃貸借契約、駐車場契約並びにトランクルーム契約は更新された。

訴外Aは賃貸人たる地位を賃貸人Xに移転し、その後平成20年2月14日に賃貸人Xと賃借人Y間で更新がなされ、更新料33万2000円が賃借人Yから賃貸人Xに対して支払われた。

賃借人Yは賃料を滞納し、平成21年2月からは一切支払わないことから、賃貸人Xが本件賃貸借契約等を解除する旨の意思表示をして未払賃料並びに遅延損害金を求めて提訴した。

なお賃借人Yは同年7月27日に本件建物を明け渡し、同年5月13日に37万2000円を支払うと共に、支払済の更新料33万2000円の不当利得返還請求権をもって、また敷金返還債権をもって賃貸人Xの賃借人Yに対する債権と対等額において相殺するとの意思表示を行った。

また、賃借人Yは訴訟において、賃貸人Xの無催告解除の有効性、本件賃貸借契約における更新料特約は消費者契約法10条により無効であること、並びに賃貸人Xが請求した以下の原状回復費用について争った。

ア	洗面所	給湯室扉クロス張替え	2.2 m <sup>2</sup>	2200 円	(剥がれ)
イ	トイレ	壁クロス張替え (面)	4.3 m <sup>2</sup>	5160 円	(剥がれ)
ウ	和室	障子張替え (巾広サイズ)	2 枚	9000 円	(破れ)
エ	LD	網戸張替え	1 枚	3000 円	(破れ)
オ	LD	照明引掛シーリング取付け	1 箇所	2500 円	(紛失 (配線がむき出し))
カ	LD	カーペットクリーニング	82.2 m <sup>2</sup>	8 万 2200 円	
キ	全体	ハウスクリーニング	124.67 m <sup>2</sup>	12 万 4670 円	
ク		クロス貼替貸主負担分 (6.5 m <sup>2</sup> ×1.25%×65 ヶ月×@1.2)		▲6337 円	

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 無催告解除については、有効に解除されたというべきである。
- (2) 更新料特約は消費者契約法10条の「民法1条2項に規定する基本原則 (信義則)」に反して諸消費者である賃借人Yの利益を法的に害するとまではいえず有効である。
- (3) 賃借人Yが負担すべき原状回復費用については、いわゆる通常損耗については賃借人がその補修費を負担することになり通常損耗の範囲を契約書の条項に具体的に明記されているか、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものが認められるなど、特約が明確に合意されていない限り賃借人はその補修費を負担しないというべきであるところ (事例24、最高裁平成17年12月16日判決参照)、上記カ (カ

ーペットクリーニング) 及びキ (ハウスクリーニング) の費用はこれらが通常損耗以上の損耗に対する原状回復費用であると認めるに足りる証拠がなく、かつ貸貸人Xと賃借人Yの間では通常損耗補償特約が明確に合意されていることが認められるに足りる証拠もないから、これらの費用は次の入居者を確保するための費用として貸主である原告が負担すべきである。

したがって賃借人Yが負担すべき原状回復費用は上記アないしオ、クの費用に消費税相当額を加えた1万6299円にとどまる。

- (4) 以上から、未払賃料等に原状回復費用として1万6299円を加えた金額に対して敷金返還債権66万4000円をもって相殺した金額についての請求を認めた。

## **[事例 38] 賃借人が敷引特約を認識していても特約の合意が否定された事例**

福岡簡易裁判所判決 平成22年1月29日

〔敷金42万5000円 返還29万5960円〕

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、賃貸人Yと平成17年10月、月額賃料8万5000円で賃貸借契約を締結し、敷金として42万5000円を差入れた。

本件契約書には、敷金について明け渡しの1か月後に3.5か月分を差引いて返還するとの約定が付された。

賃借人Xは平成21年3月28日に本件物件を明け渡したが、賃貸人Yが敷金のうち12万7500円のみ返還をしたため、賃借人Xは本件敷引特約の不成立及び消費者契約法10条に違反し無効であるとして、負担を自認している1540円を除いた29万5960円の返還を求めて提訴した。

これに対し、賃貸人Yは、賃借人Xは敷引特約を納得し、重要事項説明書による十分な説明を受けた上で署名押印をしている、賃借人Xの故意・過失に基づく損傷の修繕費が42万7088円であり返還すべき敷金はない等と争った。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 本件敷引特約について、通常損耗による修繕費に充てることを目的とするものと認定し、通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に明記されていないし、また、本件全証拠によっても賃貸人である被告及び本件建物を原告に仲介した訴外不動産会社がこれらの点を口頭により説明し、賃借人である原告がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたと認められるなど、その旨の特約が明確に合意されていることを認めるに足りる証拠はないとして、特約の成立を否定した。
- (2) 本件賃貸借契約書及び重要事項説明書には、賃借人Xが署名押印したことは認められるから、賃借人Xは本件敷引特約を認識していたが、本件敷引特約を通常損耗による修繕費に充てることを目的としていると解する以上、同特約の合意の成立のためには、これだけでは不十分であり、さらに具体的かつ明確な説明を受けた上で、その内容を十分認識し、納得する必要があったと言うべきであると指摘している。
- (3) 以上から、賃貸人Yによる賃借人Xの故意・過失に基づく損耗の修繕費の請求については、賃借人Xが自認している1540円以外は本件全証拠によっても、故意・過失による特別損耗と認めることはできないとした。

**[事例 39] 通常の使用によって生じた損耗とは言えないとして未払使用料等含めて保証金の返還金額はないとされた事例**

東京地方裁判所判決 平成22年2月2日

[敷金 (保証金) 31万4400円 返還0円]

**1 事案の概要 (原告: 賃借人X 被告: 賃貸人Y)**

賃貸人Y (大田区) は、平成10年4月27日、賃借人Xに対し、同年5月6日から使用期限の定めなく使用料月額15万7200円として大田区民住宅条例に基づき使用許可をし、保証金として31万4400円を賃借人Xは賃貸人Yに交付した。

本件使用許可は平成21年4月26日に終了し、同日賃借人Xは賃貸人Yに対し本件建物を明け渡した。

賃借人Xが本件建物を返還した際、賃借人Xには未納の使用料及び共益費13万9500円があり、同条例25条2項に基づく賠償金として29万5020円の支払義務が発生するところ、本件保証金は全額について控除されて残額は発生しないとして賃貸人Yが保証金を返還しなかったことから、賃借人Xは賃貸人Y主張の賠償金は11年の入居期間で社会通念上通常の使用により発生した相応の損耗であるから賠償責任は発生しないとして保証金31万4400円の返還を求めて提訴した。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

(1) 賃借人Xは本件建物を明け渡した際、本件建物には以下の損傷があった。

- ア 7階 (上階) 洋室のバルコニー出入口前のフローリング材剥がれ 18万4000円
  - イ 6階 (下階) 襖 (大) 1枚 破損と剥がれ1枚・穴1枚・しみの合計 1万3800円
  - ウ 7階 (上階) 台所・洗面金具1個 (浄水器が取り付けられたまま) 3万5200円
  - エ 同場所排水溝菊割ゴム紛失 1650円
  - オ 6階 (下階) 和室及び7階 (上階) 和室のクーラーキャップ合計3個 1万1550円
  - カ 6階 (下階) 和室のシール剥がし跡同玄関部分のシール剥がし跡  
7階窓枠 (サッシ) 部分に取り付けられたフック 5か所  
6階 (下階) 和室窓枠部分に取り付けられたフック1か所と壁に取り付けられたフック1か所  
6階 (下階) 玄関脇壁に取り付けられたフック1か所  
7階 (上階) 外壁に取り付けられたフック8か所 合計1万9800円
  - キ 6階 (下階) トイレ配管 1万1000円
  - ク 7階 (上階) バルコニー間仕切り固定金具 1万1000円
  - ケ 鍵4個 5600円
  - コ 鍵 (エレベータートランク) 1420円
- 合計 29万5020円

賃借人Xはいずれも11年の入居期間で社会通念上通常の使用により発生した相応の損耗であるから賠償責任は発生しないと主張するが証拠に照らせばいずれも通常の使用によって生じたものとは言えないから賃借人X主張は採用できない。

- (2) 賃借人Xは賃料 13 万円及び共益費 9500 円を払っておらず、未納使用料、共益費及び賠償金合計額は 43 万 4520 円で、賃借人Xの交付した保証金 31 万 4400 円を超過しているため賃貸人Yが賃借人Xに対して還付すべき保証金はないことになる。
- (3) 以上から、賃借人Xの控訴を棄却した。

## **[事例 40] 敷引契約について消費者契約法 10 条に違反しないとされた事例**

東京地方裁判所判決 平成22年2月22日

[敷金26万6000円 返還9万8185円]

### **1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：賃貸人Y）**

賃借人Xは、賃貸人Yとの間で平成20年3月31日、本件建物を賃料月額13万3000円、共益費月額1万円、敷金26万6000円、期間同日から364日（定期借家契約）、解約予告期間1か月という内容で定期借家契約を締結した。

賃借人Xは、再契約を締結した後、平成21年5月18日、賃貸人Yに対して解約を申し入れ、同年6月17日本件建物を明け渡した。

その際賃借人Xは賃貸人Yの担当者から①リビングの柱の傷（縦0.2ないし0.3cm、横0.5cm程度のもの）、②リビングの窓の下の3cm四方のクロスの剥がれ、③寝室の壁の傷（縦0.5cm、横10cm程度の擦った跡）、④寝室の壁の傷（縦1cm、横0.5cmの傷）があることを指摘され、②ないし④についてクロスの張替えによる原状回復費用が必要となると言われ、その後賃貸人Yは原状回復費用12万2850円のうち3万4815円と敷金の償却分13万3000円を敷金26万6000円から差引いた15万8153円（退去日の日割精算返却額5万9968円を含む）を賃借人Xの口座に振り込んだ。

これに対して、賃借人Xは、敷金の償却に関わる特約（本件敷引特約）は消費者契約法10条に違反し無効である、並びに原告が負担すべき原状回復費用は6865円を超えるものではなく、壁クロスの全面張替えが必要ではない、として、賃貸人Yに対して16万1265円及び平成21年8月28日から支払済まで年5分の割合による金員を支払うことを求めて提訴した。

### **2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 本件敷引契約は、賃借人の債務不履行の有無を問わず敷金から一定額が差引かれることを認めるもので、賃貸借契約に関する任意規定（及び判例等で一般に認められた不文の法理を含む）に比し、賃借人の義務を加重するものと認められるとして消費者契約法10条前段の要件を満たすと判断し、同条後段の要件については、本件敷引特約は合理的な根拠を持たないと言わざるを得ないが、①本件敷引契約の内容については重要事項説明書、賃貸紛争防止条例に基づく説明書等に明記されており、契約終了時に敷金1か月分が当然差引かれることは消費者である賃借人Xにおいて容易に理解できた、②契約締結時の事情等からすれば賃貸人が賃借人に対して一般的に有利な立場にあったとは言えず、賃貸条件の情報も仲介業者やインターネット等を通じて容易に検索し、比較検討できる状況にあったものと認められ、本件契約の条件と他の賃貸物件の契約状況を比較し、本件敷引特約を含む本件契約を締結すべきか否かを十分に検討できたはずである、③敷引料は賃料の1か月分の13万3000円であり、再契約をすれば1か月あたりの負担額は低額になり、本件では使用期間に対してやや重い負担となったがそれは賃借人Xが中途解約したためである、を考慮すると本件敷引契約をもって直ちに賃借人の利益を信義則に反する程度まで侵害したと見ることはできないから、消費者契約法10条に違反するという賃借人Xの主張には理由がない。
- (2) 被告が主張する上記①～④の特別損耗分についてはいずれも自然損耗・経年劣化に属する

ものとは言い難く、それらは賃借人Xの過失によって生じたものと推認でき、居室全体のクロス張替えが必要となることは容易に想定される場所であり、賃貸人Yは本件壁クロス全体の自然損耗・経年劣化分として約77.5%としており、この算定が不合理と認める証拠はないから賃借人Xが負担する原状回復費用は3万4815円であると認められる。

(3) 以上から、賃借人Xの請求は理由がないとし、これを棄却した。

## 【事例 41】 違約金支払い条項が消費者契約法 10 条に違反するとされた事例

東京地方裁判所判決 平成22年6月11日

〔敷金70万5000円 返還60万5284円〕

### 1 事案の概要（原告：賃借人X 被告：貸貸人Y）

賃借人Xは、貸貸人Yから平成20年2月22日、家賃月額23万5000円並びに管理費・共益費月額1万7000円で契約を締結したが、賃借人Xは同年9月22日に解約を申し入れ、本件賃貸借契約は同年11月22日に終了し、同日までに明け渡し完了したが、明け渡しをするに際して賃借人Xは貸貸人Yの代表者の指示に基づき以下の工事を行った。

- ① 床板塗装工事 12万0750円
- ② クロスの張替え 15万7920円
- ③ ルームクリーニング 5万2500円
- ④ その他諸経費 3万6330円

総合計 36万7500円

また、賃借人Xは本件賃貸借契約の違約金条項に基づく違約金として駐車場料金を含む30万4500円を支払った。

そこで賃借人Xは貸貸人Yに対して①敷金70万5000円の返還、②黙示の合意もしくは事務管理による費用償還請求として、ルームクリーニング代を除く工事代金31万5000円、③違約金条項が消費者契約法10条に違反するものであるとして不当利得返還請求権に基づいて30万4500円の支払を求めて提訴した。（甲事件）

これに対して貸貸人Yは、賃借人Xは本件建物の鍵2本を貸貸人Yに返還せず内1本を紛失し、1本を複製したから鍵本体の交換に要する費用を負担すべきであり、本件賃貸借契約終了後も賃借人Xは原状回復をせず明け渡しもしないとして、①本件建物の明け渡しを求めると共に、②賃貸借契約終了日の翌日から鍵本体の工事完了に至るまで約定の損害金（家賃相当額の2倍の損害金）47万円の支払い、③建物の故障・修理について貸貸人Y担当者が出勤した場合の出勤費（1日5000円（消費税別））の合計2万6250円（消費税込）、④鍵の引渡し、⑤原状回復工事費用相当額79万5465円、⑥鍵の交換費用2万1000円（消費税込）の支払を賃借人Xに対して求めて提訴した。（乙事件）

### 2 判決の要旨

これに対して裁判所は、

（甲事件）

- （1）本件建物について通常損耗を超える損耗があるかについては、①居住期間は僅か8か月程度である、②居住していたのは賃借人X及びその婚約者の大人2名で両名とも平日昼間は建物にいない、③賃借人Xが殊更居住内を汚損するような態度で本件建物に居住したことを窺うべき事情はない、④平成21年7月23日時点の本件建物内の写真、平成20年12月1日時点での本件建物内の写真を見ても居室内が汚損されているとも思われないこと、これらの事情を総合すると、本件建物について通常損耗を超える損耗があったとは認められない（契約書の中にはタバコのヤニ汚れによる壁紙の張替え、塗装費用は全額賃借人の負担とするとの条項があるが、同条項が一義的に明白であるとは言えないから、同条項を根拠として賃

借人Xに原状回復義務があるとは言えない)。

よって本件建物について原状回復工事は必要ではないが、少なくともルームクリーニングは借人Xの自認することであるから借人Xは依頼した工業者が工事を終了した平成20年12月4日に本件建物を明け渡したというべきであるので、借人Xは貸人Yに対し賃貸借終了後上記明け渡しを完了した日までの日割り賃料(9万9716円)は敷金から控除して残額60万5284円を貸人Yに対して請求することができる。

- (2) 借人Xの実施した補修工事は借人の義務として原状回復が必要でないことが上記のとおりであり、これが貸人Yの意思に反していないことから、借人Xは事務管理としてその費用の償還を請求できる。
- (3) 上記違約金支払条項は、消費者である借人Xの利益を一方的に害するというべきであるから、消費者契約法10条に違反すると解するのが相当であり、違約金の支払いは無効の規定に基づいて法律上の原因がなく支払われたものであるからその返還を求めることができる。
- (4) 以上から、借人Xは貸人Yに対して、①敷金60万5284円の返還、②事務管理による費用償還請求として31万5000円、③違約金支払条項が消費者契約法10条に違反することから不当利得返還請求に基づいて違約金相当額30万4500円、合計122万4784円と遅延損害金の請求ができるとした。

#### (乙事件)

- (1) 借人Xは鍵を1本紛失している以上契約の条項に従い鍵本体の交換費用(2万1000円(消費税込))を負担するところ、費用を負担する以上は鍵は無用のものであるが、契約上鍵の返還条項が存在し、借人Xがその返還を拒絶する理由もないことから貸人Yの鍵の返還請求及び鍵の交換費用の双方を認めるのが相当である。
- (2) 貸人Yが鍵の受領を拒否していることは明らかであり、貸人Yは借人Xに鍵を返却していないからといって本件建物の明け渡し完了していないとは言えないから、鍵の返還までの損害金(1か月47万円)の支払を求める請求は失当である。
- (3) 出勤費用については借人Xの都合により貸人Y代表者が出勤した以上日当(あるいは出張料)が生じることが消費者の利益を一方的に害するとまでは言えず、これは公序良俗に反するともいえないから4日分の出勤費用(2万1000円(消費税込))を貸人Yは請求できる。
- (4) 以上から、貸人Yは借人Xに対して①出勤費用2万1000円(消費税込)、②鍵の引渡し、③玄関の鍵本体の交換費用(2万1000円(消費税込))の支払いを請求することができるとした。

**[事例 42] 通常損耗についての原状回復費用を保証金から定額で控除する方法で賃借人に負担させる特約が有効とされた事例**

最高裁判所第1小法廷判決 平成23年3月24日

一審・不明

控訴審・大阪高等裁判所判決 平成21年6月19日

[敷金(保証金)40万円 返還19万円]

**1 事案の概要(上告人:賃借人X 被上告人:賃貸人Y)**

賃借人Xが賃貸人Yに対して賃貸借契約締結時に、保証金約定に基づき40万円を交付したので、賃貸借契約終了後、賃貸人Yは、①本賃貸借契約には、契約経過年数により控除額を差し引いて賃借人Xに返還し、控除額は賃貸人Yが取得する条項があること、および②賃借人Xは本件建物を明け渡す場合に賃貸人Yの指示に従い契約開始時の原状に回復しなければならないが、別紙「損耗・毀損の事例区分(部位別)一覧表」の「貸主の負担となる通常損耗及び自然損耗」については保証金控除額でまかなう旨の条項があるので、通常損耗についての原状回復義務を賃借人Xが負うとされているとして、通常損耗についての原状回復費用21万円を控除した19万円を返還したところ、賃借人Xは当該特約は消費者契約法10条に違反するもので無効であるとして、21万円の返還を求めて提訴したところ、原審は賃借人Xの請求を棄却したため、上告がなされた。

**2 判決の要旨**

これに対して裁判所は、

- (1) 賃借物件の損耗の発生は、賃貸借という契約の本質上当然に予定されているものであるから、通常損耗等についての原状回復義務を負わず、その補修費用の負担義務も負わない。そうすると賃借人に通常損耗等の補修費用を負担させる趣旨を含む本件特約は、任意規定の適用による場合に比し、消費者である賃借人の義務を加重するものというべきである。
- (2) 賃貸借契約に敷引特約が付され、賃貸人が取得することになる金員(いわゆる敷引金)の額について契約書に明示されている場合には、賃借人は賃料の額に加え、敷引金の額についても明確に認識した上で契約を締結するのであって、賃借人の負担については明確に合意されている。そして通常損耗等の補修費用は、賃料にこれを含ませてその回収が図られているのが通常だとしても、これに充てるべき金員として授受する旨の合意が成立している場合には、その反面において、上記補修費用が含まれないものとして賃料の額が合意されているとみるのが相当であって、敷引特約によって賃借人が上記補修費用を二重に負担するということができない。もっとも、消費者契約である賃貸借契約においては、賃借人は、通常、自らが賃借する物件に生ずる通常損耗等の補修費用の額について十分な情報を有していない上、賃貸人との交渉によって敷引特約を排除することも困難であることからすると、敷引金の額が敷引特約の趣旨からみて高額に過ぎる場合には、賃貸人と賃借人との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差を背景に賃借人が一方的に不利益な負担を余儀なくされたものとみるべき場合が多いといえる。そうすると、消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付された敷引特約は、当該建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評

価すべきものである場合には、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となると解するのが相当である。

- (3) 本件特約は、契約締結から明け渡しまでの経過年数に応じて18万ないし34万円を本件保証金から控除するというものであって、本件敷引金の額が契約の経過年数や本件建物の場所、専有面積等に照らし、本件建物に生ずる通常損耗等の補修費用として通常想定される額を大きく超えるものとはいえぬ。また、本件契約における賃料は9万6000円であって、本件敷引金の額は、上記経過年数に応じて上記金額の2倍ないし3.5倍強にとどまっていることに加えて、賃借人Xは、本件契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払い義務を負う他には礼金等他の一時金を支払う義務を負っていない。そうすると、本件敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、本件特約が消費者契約法10条により無効であるということとはできない。
- (4) 以上から、原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができる。

